
平成28年 第4回（定例）吉賀町議会会議録（第2日）

平成28年12月13日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成28年12月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
1. 河村由美子 議員
 2. 大多和安一 議員
 3. 藤升 正夫 議員
 4. 中田 元 議員
 5. 庭田 英明 議員
 6. 桑原 三平 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 河村由美子 議員
 2. 大多和安一 議員
 3. 藤升 正夫 議員
 4. 中田 元 議員
 5. 庭田 英明 議員
 6. 桑原 三平 議員
-

出席議員（11名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |
-

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名
局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	谷 みどり君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は先ほどお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） おはようございます。

2件通告してありますので。まず1点目なんですけども、彫刻の道整備についてというお尋ねなんですけども、この整備につきましては27年から36年までの10年間の計画であろうというふうに聞いております。既に8,000万円くらいの彫刻の発注と設置がされておるわけなんですけども、進入路の整備もしたんだろうというふうに思います。全体の事業計画と資金計画につきましては、計画どおりに進捗しているのでしょうかというお尋ねです。

同時に観光行政の取り組みはどのように展開していくのでしょうか。観光協会には職員を1名専任で配置しておりますし、予算化もしているところでございますが、せっかくの投資が町民を初め交流人口にも、設置場所といいますか、展示石物の認識が非常に薄いように私は感じるわけなんですけども、非常に関心度が低いと感じます。投資効果がもったいないような実態に見える

わけなんすけども、今後10年間でいろんなことを展開していくんだろうというふうには思いますが、もっと積極的なアピールをしないと宝の持ち腐れになるんじゃないかなというふうな感じをします。

それと、同時にゆ・ら・らとか観光客の方が来られると思うんですけども、町内の方を初め石物展示会にどういうふうに関心を持っておられて、感想が町のほうへ寄せられているかというふうなこともあわせて伺いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。

それでは最初の質問でございます。

河村由美子議員の彫刻の道整備についてということでの御質問でございますけれど、これにつきましては御承知のとおり名誉町民であります功成り名を遂げられています元東京芸術大学の学長であります澄川喜一先生の記念公園として平成27年度から10年ぐらいかけて整備を行おうということとしておるところでございます。

今年度につきましては、先般の議会で契約議決をいただきましたように新たに澄川先生の作品を設置するとともに、平成29年3月にはオープニングセレモニーを行うという計画になっております。その後はこの場所を中心として澄川先生の監修によりまして公園の整備を行い、整備が終わりますと議員の御提案がありましたように、これは他の議員でございましたけれど、町内の要所要所にも置いたらどうだということがございましたので、その今の公園の整備が終われば町内の要所にも彫刻を設置しながら彫刻のある町という交流人口の拡大などを目指していこうというところでございます。

一方、観光協会につきましては、昨年度、吉賀町らしい交流をテーマとした調査を観光資源調査といったようなものを行っております。今年度につきましては観光振興に向けての方向性についての答申をいただくこととなっております。その内容によりまして具体的な事業に向けての調整を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

この資金、また計画どおりに行っておるのかということでございますけれど、資金につきましては主にふるさと応援基金等を活用させていただきながら、他の資金を合わせて対応しようということでございますので、財政等調整をとりながら吉賀町の財政に大きな影響を与えないような考え方で対応しておるところでございます。また、時間的なものにつきましても、ほぼ計画どおりに動いておるというように認識しておるところでございます。

また、認識度が低いんではないかということでございますけれど、現時点では今計画を進行しているところでございますので、私どもは萩・石見空港のANAへの要望等の場所では町としてもこういったことをやっておるので、完成後はそうした全国に澄川先生の作品がございますので、

そういうものを周遊するような商品等も計画していただければというような話もしてはきておるところでございますけれど、現時点ではどうしてもまだ作品が少ないとといったこともございますし、町民の関心度、必ずしも議員が言わるように、高くはないのではないかというように思っておるところでございます。

このような現状から、町に対しまして直接感想などを寄せられたことがあるかということでございますけれど、直接にはどうこうといったような御意見は余り聞いてはおりませんけれど、今年度の整備におきまして、銘板、また彫刻の道の案内板等を設置して関心度の向上、また今踏み石があるわけでございますけれど、ゆ・ら・らの施設等の通路の一部を撤去しながら整備するという一体感の向上をつくりながらオープニングを迎えていきたいというように考えておるところでございます。これに合わせまして、積極的な広報活動は続けていかなければならないというようになっておるところでございます。

また、今年度3月に公民館の事業の一環として宇部のビエンナーレの見学等を行ってきております。そうした意味で、公民館あたりが住民に対してのこうした彫刻への関心といったものを事業として取り入れてくださっておりますので、そうした展示作品の説明等を行いながら、そういった認識度を高めておるということでございます。

そういう意味で、宇都市との、今後、澄川先生のお取り計らいで文化交流といったようなことも計画しておりますので、それに向けて活発な活動をしていきたいということで、3月以降につきましては来ていただきて幾らか視察見学に耐え得るようなものになってくると思いますので、そういう段階ではしっかり宣伝しながらやっていこうというように思っておりますので、議員の御意見をしっかり取り入れながらこういった活動をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 資金計画その他につきましても来年の3月にオープニングセレモニーを計画して、後には各所に、そういう随所に設置していこうという計画のようございますので、それは10年間ということもありますのでいいと思うんですけど、資金につきましてもふるさと応援資金を使うということで、町の直接の財政には影響のないようにということでございます。

何にしましても、まずは、資金のこともそうなんですけども、作品が少ないので、なかなか町民の皆様にもよそから来られた方にもそういうものの認識が薄い、関心もないというところもあるかもしれません、そういうところであろうというふうに思います。

いずれにしましても2ヵ町村が合併して広域になっておりますので、今後はそういう一体感が出るようにしていくということでございますから、それはそれでいいんですけど、私がここで

全国のことをあちこちPRするほどもなく町長も御認識とは思いますけど、香川県の直島にしましても、いろんなことを、アート作品とか、安藤忠雄さんという方がコンクリートの打ちっぱなしで設置等をしてベネッセハウスミュージアムというのもされておりまして、作品等は、なるべく近いところに宿泊施設もあるというふうに非常にコンセプトのよい作品をつくっておったりとかというふうなこともあります。

全国で言いますと、そういうふれあいのにぎわいを地域振興の一助にするということで、最近は現代アートにさまざまな展示する自治体が非常に多くなってきておりますので、その中でも澄川喜一先生といったら全国にもトップクラスの芸術家でありますので、幸いにして当町にお生まれでございますし、そういうことも相まって、今後そういうふうに展開していくということは非常に近年のブームでもありますし、投資効果が生まれてくるんじゃないかというふうに思います。

いずれにしましても、全国で香川県とかどことか、いろんなところがあるわけなんんですけども、反面、芸術祭が乱立気味のために、温泉も一緒なんですけども、飽和状態になる。収益面で投資効果にする、入込客がふえるとかいったようなことで大変苦戦するという実態も起きてきておるようでございますけども、いずれにしましても今の観光協会というのも九百幾らも予算化しておりますし、今、「よしか誌」とか先日は「よしか通信」というのを、これ最近12月号なんですが、ナンバー19になってますが、たまたま町内のいろんなことを広報しておるよしか誌っていうのやら通信で出しておるわけなんんですけども、そういったものをフル稼働して、公民館活動もそうですけども、せっかくのものが町民がまず認識がないというようなものでは本当にお金をかけて今後もやっていく意味がないというふうに思います。そういう点をしっかりと利用して、ありとあらゆることでPRしていってほしいというふうに思います。

それと先ほど町長の答弁にもありましたけれども、あそこ一極だけじゃなしに町内一円にそういうことをするんだというふうにも聞きましたが、これは私の考え方といいますか、先日も全協で説明がありましたように柿木のエコビのあれが耐震化がないということで、将来的には来年の1月から休止して使わないということですが、結構、あそこも国道に面しておりますし、町の中へ通ってる、あれは新南陽津和野線というんですか、あのほうと建物を解体したら一円に見える、見通しが非常にいいということもありますので、そういうところも、いずれあんなものを使わない、解体もしないんでは、それは固定資産税も何にもかかってはおりませんが、道路と離れておりますので中に入らない限りは落下物がということではない、町民に迷惑かけることはないかと思いますけども、そういったところで柿木にもそういった土地がありますので。

一番いいのは、往来する国道沿いに点々と置くのがいいのかもしれませんけども、柿木の広いところがありますので、その辺を利用するというお考えについては、将来的に、来年か再来年、10年間ではありますが、とはいってもそんなに長いこと計画してもあれですから、柿木につい

ては今の時点で当面は計画は何もないということではありましたけど、そういう石物を展示するような整備をあわせてするお考えについてはないのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 香川県の例が出ましたけれど、ああして香川は庵治石ですか、石の産地でございますので、そういう事業も進んでおるかというように思っております。ああして安藤忠雄さんが豊島でベネッセと組んでやっておられます。安藤忠雄さんというのは建築家でございますが、そういうことで、島全体を売り出しをやっておりまして、今の瀬戸内の、ことし、ああした宇部あたりとして瀬戸内の彫刻等を通しての芸術祭をやっておられます。そういうたところまで大きく発展できれば、めでたしめでたしということになるかと思いますが、そういうたころに少しでも近づくような努力はしていかなきやならないというように思っております。

石に関しましては、イサム・ノグチさんですか、ニューヨークのほうで活躍されている方とか流正之さんというような方がいらっしゃいますし、澄川喜一さん、そういった石をモチーフとした芸術家がいらっしゃいますけれど、私どもとすれば、自分の町の出身者である澄川先生にお願いしながら対応していくということでございますので、これは元気なうちにしっかり吉賀町のために御尽力をいただこうというように私どもとすれば考えておるところでございます。

また、議員がおっしゃいましたように、ここだけでなしにということでございますけれど、ああして今のところも手狭でございますので、そこで詰め込めばいいというものではないので、先生が配置と作品等検討してくださるわけでございますけれど、以前も他の議員からほかのほうにもということでございました。そういう意味で地域地域にそういう芸術作品があるということで、ある程度文化度も上がってくるし、そういうことを住民の皆様方が文化に関する関心というのも出てくるだろうというように思っております。

ただ、議員がおっしゃいますように、それに取りかかっておるわけでございますけれど、住民の理解が一番必要であろうというように思っておりますので、私どもとすればそういう努力もしていかなきやなりませんし、議員の皆様方にもそうした事業に御賛同いただいておるわけでございますので、身近な方々にはそういうことで御説明なりいただけたらというように思っております。

また、柿木の交流施設につきましてお話をございましたけれど、これにつきましては、最近、今言われる耐震に不適合であるということでございましたので、これにつきましては、今言うように、どうするのかということは考えていかなきやいけない。

ただ、ここを今議員がおっしゃいますように、またそれじゃそこへ彫刻をどんどん並べるというようなということになると随分先の話にもなりますし、ただここをどうするかということにつきましては柿木地域振興協議会の皆様方と協議しながら活用方法を考えていかなきやならない。

ただ、それにつきましては、これからも財政的なものも伴いますので、そういうしたものと照らし合わせながらどういった形で生かしていくのかということは地域の皆さんに協議し、また協議が整えば議員の皆様方に御提案しながらそこの活用といったものは考えていきたいというように考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長もおっしゃいますように、あくまで投資するわけですから、住民の理解というのが一番であろうというふうに思います。何がいいのかということになれば、いろんな問題があろうかと思いますけども、ああして10年間計画するということを手がけたわけですから、当然、資金の面もありますけども、どこまでも住民の理解というものが得られるものをやっていってほしいというふうに希望したいと思います。

柿木については、今のところということでございましたが、柿木の振興協議会の方もいらっしゃいますし、住民の方もいらっしゃいますから、跡地利用ということを本当に町民が利用頻度といろんな観光客がふえるという資源というのが本当にこの町はよその隣の津和野町とは違いまして、非常に少ない中でせっかく澄川先生もいらっしゃいますので、そういうところを最大限に生かして無駄のないようなことをやっていかれたらというふうに思います。

今の柿木につきましては今のところそういうところで今後検討するということでございますので、それでいいと思いますが、ゆ・ら・らのところは手狭でもありますし、割とあそこは国道から離れてまして、県道になるわけなんですけど、あそこへはユースパームという住宅がありますから、なかなか人目に触れるというのが、やくろ行ったり、ゆ・ら・らへ行かれる方は目につくと思うんですけども、とりあえず看板でも設置するような方法っていうのは何かアイデアを出して考えられないか、その辺はちょっと伺います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 国道に面してないと言いますけれど、澄川先生のモニュメントがございます。これは国道に面してるところで一部でございます。交差点ですので信号でとまればよく目立つというようにしたいというようなことで、あそこに桜の木が植樹してありますので、これは幾らか切らせていただきながらそれが目にとまるようにして、今のゆ・ら・らの中庭になっておりますところに新しい作品を展示しながら、あちらから入っていけるようなということを先生はおっしゃっていますので、そういういた看板につきましては高速をおりたところなり、ところどころに設置しながら集客ができるような体制は当然考えていかなきゃならないということでございます。議員がおっしゃることはやらせていただこうかというように思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 1番につきましては、ゆ・ら・らのところの通路でしたか、あれ

も取り扱ってちょっと見晴らし、見通し、風通しをよくするということでございますので、早急にその辺をやっていただきたいと思います。

ゆ・ら・らのところも研修センターでしたか、こっちに建物が建つますが、研修でどのくらいの利用頻度があるのかわかりませんが、ほとんどゆ・ら・らで座敷の法事はやれんということで、椅子式で法事等を使われることが多いんですが、今後は通路を取つ払うと、ゆ・ら・らも効率が悪い、ただ研修センターみたいになるんじゃないかなという気もします。

その辺はよくよく考えて、あの通路も相当なお金がかかっるとあろうと思いますけども、その辺をなかなか、将来の見通しを立てて物をつくって、今要らんようになった調子が悪いものは壊そうというようなんが往々にして民間でもあるわけなんんですけども、その辺はレイアウトといいますか、将来のというのをきちっとしてやるべきだというふうに思いますから、彫刻の道も澄川先生の、今後、石物がどんどんというほどはいきませんが、設置するんであろうというふうに思いますので、そこら辺のところが二度手間、三度手間にならないようにぜひとも計画をきちっとして基本計画に沿つてやってほしいということを言って、1番目の質問は終わりたいと思います。

それで、2点目の質問につきましては豊かさを追う町をということで提出いたしましたが、この町に生まれ育った町民は何に満足して生きた証を残せて、この町の歴史を刻んできたんでしょうか。真の豊かさとは何を基準にしますか、町長は。町長は3期の後半でございまして、行政のトップとしての誇りを持って私は一石を投じたよと言われることは何をもって示せるんでしょうか。財政比率の改善も不可欠な問題ではありますけども、人口減少にあえいで町民は必死に生活を維持しようと懸命な研さんを続けております。

そこで、自治体は何のためにあって、住民から預かった資源を最大に生かして、今以上に、特に首長は常にパイオニア精神でイニシアチブをとって物心ともに豊かな町を、豊かさを追えるまちづくりを私はするべきだというふうに考えています。総合戦略には事業予算を、ただただ、ことしも7億6,000万円ぐらいありましたけども、それを消化するのではなくて、これからの中長はビジョンを描く力、そしてそこに到達するまでのマネジメント能力というのが問われるわけなんです。

そのためには町民も理解しなくてはいけませんし、議会も協力しなくてはいけませんけども、描くための、今後そういうことを実行するために町長が今お考えの知恵といいますか、ビジョンといいますか、そういうものは何を考えておられるんでしょうか。豊かに生活するために事業に本当に、私は、3期後半になってこれに本腰を入れたいという事業、ビジョンがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 2問目の御質問の前に、先ほどの御質問の中で研修室等の渡り廊下の撤去についてお尋ねでございましたので、研修室につきましては、宿泊施設をつくる補助金なり起債を適用するために研修施設というものをつくったというように思っておりますし、聞いております。

そういうところで、今の、そもそもゆ・ら・らをつくったときの設計者新居千秋さん、安藤忠雄さんのランクよりちょっと下ぐらいの、結構、全国でも大きなものを持つておられる方が自分のイメージを壊したということで抗議があったわけですけれど、ああして澄川先生も渡り廊下を撤去することについて説明したときに研修室も取るのかということで、先生方にすれば研修室そのものが余分なものをつくられたというような思いがあるようでございますけれど、これもああした助成いただいての施設でございますので、そこまではできないので、渡り廊下だけをお願いしておるところでございますので、その点は御理解いただけたらというように思います。

それでは、豊かさを追う町についてということで御質問でございますけれど、我が国は1都1道2府43県の構成となっておりますけれど、明治7年の廃藩置県の前後に構成され、最終的には昭和22年の地方自治法による都道府県制となって今日に至っております。

大阪府及び大阪市につきましては都構想が持ち上がっておりますが、さきの平成の合併におきまして、現在、市が790、町が745、村が183となっており、この中には旧市町村単位や校区単位での集落自治会があります。それぞれの特性を生かしながら風土に根ざして営みをしておるところでございます。

人口減少は吉賀町のみでなく全国的な問題でございますし、地方創生につきましては人口減少に歯どめをかけるという国家目標であり、2060年に入人口1億人を維持するという国の方針で我々地方は減少する人口を他町村よりいかに少なく減少させていくかという戦いであります。

吉賀町におきましては、総合戦略上、平成72年の人口を4,437人と予測しておりますけれど、こういう状況にならないようにぜひ頑張っていかなければならぬというように考えております。

吉賀町におきます地方創生はいかに生産年齢人口を維持していくかということであり、30年、50年後の人団目標でもあり、子や孫の時代にこの町をどのような状況で引き継いでいけるのかという課題解決が求められております。ただ、市町村間だけというだけでなく今柿木地域におきまして手づくり自治区の検討を行っておりますけれど、まさに自治会単位での生き残りにまで行き着くんではないかというように考えておるところでございます。

全国各自治体が総合戦略の中で人口目標を立てて目標達成に頑張っておりますけれど、人口問題は政治や行政だけで解決するものではありません。また、できるものでもございません。なおさら首長一人で考え、実行できる問題ではないであります。このことは住民一人一人が考え

るべき問題であり、首長行政が提案し、議会の理解を得て実行に移していくものであり、実行に当たっては、住民多数の理解と合意が必要となってまいります。

この町に生まれ、この町に移り住み、自分自身や親族等々親しいものの幸せを求めて日々暮らしてきております。人の幸せや幸せを感じる豊かさは人それぞれ異なって基準を持っております。

議員は豊かさの基準は何かと問われるわけでございますけれど、豊かさを感じるもの、それはそれぞれが金銭的、物質的、またメンタル的等々、日常生活において家庭・職場・社会の中で感じるものであり、一定の基準を決めるることはできないことあります。

行政施策におきましては、住民の多数の方々に納得していただける事業施策を行うことであろうかというように思っております。自分の考えと違うことで行政が悪い等々の批判をされていらっしゃる方がいるのも承知はしておりますけれど、全ての人に満足していただけるようなことは不可能なことでございます。

3期目の後半行政のトップとしての誇りを持って一石を投じたことは何をもって示せるのかということでございますけれど、3期目の後半と申しますとこの1年のことというように思っておりますけれど、反響のある意見を出したり、通常思われていることとは違う考え方を示したり、問題を提起したりということ、つまり一石を投じるということはありませんけれど、強いて申し上げますならば、2期目の町長主導で行いました中学校の統合問題でございます。この結果につきましては御承知のとおりでございます。私は、町長就任以来、今日まで一度たりとも自信のない事業の提案をいたしたことはございません。

しかしながら、2度にわたり議会議決の否決と行財政健全化の緒につきました1期目における補助金の削減や職員の給与カットはとても誇りの持てる施策ではなかったと思っております。しかしながら、このことによる成果が今日示しております県下でもトップクラスの財政指数だというように考えております。自治体の経営は、企業経営も、家庭における家計も基本的には何ら変わることではないというように思っております。財政、つまり地方公共団体がその存立を維持し活動するために必要な財力、これの裏づけがなければ何もできませんし、すべきではありません。無理をすれば、財政破綻した夕張市や破綻寸前の自治体のように住民の皆さんに多くの負担と御苦労をかけることになってしまいます。

9月25日にNHKスペシャル、自治体、撤退という番組がございました。財政状況に不安のある多数の自治体の議員の方々がどのように現有施設から事業から閉鎖・廃止をしたかというのを学ぶために夕張市に視察に訪れておる様子が放映されておりました。先を見つめられております議会議員の方は、既にこのような行動に移されておられます。

我々地方自治体は、国の財政状況を考えるならば国は十分な地方交付税を交付しきれる状態にないということを理解していかなければなりません。既に国は臨時財政対策債を発行させて地方

交付税特別会計の財源不足の穴埋めを行っております。先月の15日、全国町村長大会の前日に島根県町村会の研修会が開催され、総務省自治財政局交付税課による来年度の地方財政について説明がありましたが、地方交付税法定率分において過去3カ年では翌年度繰越分としてあって9,000億円から1兆2,000億円余りが見込まれないということと、前年度国税決算がマイナスになるということから、平成29年度の地方交付税は大変厳しい状況になることを覚悟してほしいという説明がございました。

平成29年度地方交付税の予算要求額は、15兆9,588億円で前年度対比で7,414億円のマイナスとなっております。この7,414億円を全国の交付団体が被ることになるわけであります。このような状況を考察・勘案し、よりよい自治体経営に努力するのが首長の役目であり矜持であると私は考えております。

また、交付税の算定にトップランナー方式と呼ばれるセミマクロ指標というものを使用して地方交付税が算定されることとなっております。民間委託等の業務改革を実施している自治体の経費水準を基準財政需要額に算定し反映させるモデルであります。既に島根県の試算では県下全市町村が道路関係での減額が示されており、本町におきましては年間500万円が減額となっております。

他の分野におきましても、どの程度の減額となるのかが大きな不安要素となっております。一方、地方創生事業におきましては、本年度転入者人口比率や有効求人倍率等の指標による取り組みの必要度で5,000億円、人口増減率等による取り組みでの成果で1,000億円が算定されました。来年度から3年かけて段階的に必要度でその算定期度を4,000億円、成果での算定期度を2,000億円程度にシフトする方針としており、地方創生事業は逆に経費がふえておるということでございます。議員が言われますような予算消化というようなことで簡単に片づけられることではないと考えております。しっかりと活用することで総合戦略の推進に努めるのが責務だと考えております。

先ほど申し上げましたように、厳しい状況が見込まれる中において、これまでどおり他市町村に先んじて行った子育て支援事業等々の住民サービスを維持していくながら新たな事業を開拓していくことが必要であります。人口をふやしていくためには高齢者に優しく若者が希望の持てるまち・ひとの優しい住みやすいまちづくりが不可欠であり、居住の基本となります就業の場や住居が必要であり、その実現に全力を傾注し、就業の場であります企業誘致につきましては多くを雇用する製造業等の立地はなかなか困難を極めております。今、実現している雇用規模の小さなものを大事にし、小規模でも数をこなしていくことで雇用の場の確保につなげていきたいと思っております。

こうした中で、町内事業者に、特によしか立志塾の塾生の皆さんとの起業や家業の規模の拡大に

期待しているところでございますけれど、実現はなかなか厳しいようあります。一部起業が見られましたが、雇用を入れてということにはならないようでございます。

財政状況が許すならば、今考えておりますのは町内の資源活用可能性調査につきまして当初予算において議決いただきました、先般、中間報告が提出されまして、4件の調査項目のうち盛大ヶ岳の湧水につきましては有望ということでございましたので、最終報告を待つておるところでございます。これを活用した事業を展開することで雇用の場の創設に向け、まずは林道終点から水源までの作業用道路建設経費を新年度予算で計上させていただければというように考えておるところでございます。

同じく盛大ヶ岳の栗園の活用につきましては、太陽光発電事業での可能性を調査していただきおりましたが、困難であるということでございます。どのような条件をクリアすれば可能なのかを検討していきたいと思っております。もし無理であれば他の方法も検討していかなければというように考えておるところでございます。

岩日鉄道トンネル内の湧水小水力発電所排水利用、これにつきましては可能性が少ないということでございますので、この2件につきましても最終報告を待ち、さらなる検討を重ねてまいりたいというように考えております。

可能性調査の案件とは違いますけれど、さらに考えておりますのは産業課が取り組んでおります吉賀米の販促に合わせ、吉賀米の域内消費を進める米の炊飯事業を行っていかなければというように考えております。

学校給食の炊飯につきましては、今、労働組合と協議中でございますけれど、米飯補助員を現在配置して給食事業を行っておりますけれど、教育委員会のお話では0.5人程度というように聞いております。これを外部委託し、町内の事業所等への米飯の提供へと拡大することによって学校給食の米飯補助員を常時雇用化することもできますし、新たな雇用の創出につなげていけるのではなかろうかというように考えております。

これからの方長は、先駆者、開拓者精神で町を引っ張っていくべきということでございますけれど、執行予算の140%もの歳入もあると言われておる東京都や二重行政改正を旨とする大阪市の知事、市長のような主導権の発揮を求められてもなかなか困難なことでございます。甲羅に合った穴を掘るしかないのでございまして、甲羅より大きい穴は崩れると言われておりますので、まずはその甲羅を大きくすることに力を傾注してまいりたいというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 答弁にありましたように、全国的に人口減少問題というのは本当に厳しい課題があろうというふうに感じます。人に優しい、高齢者に優しい、津和野町が始ま

した今模擬的に50件ぐらいでやつとるようでございますが、買い物弱者といいますか、そういうふうなことも課題として、町内の方に高齢者独居の方にするというのが新聞に出ておりましたが、それも一つの高齢者に人に優しいまちづくりであろうというふうに思います。

要するに、町長がおっしゃいますように、甲羅を大きくする、似合ったような財政運営をして生産人口をいかに増加させて残すかということは非常に厳しい課題であろうとは思いますけども、全ての住民が個々に本当に満足だということはないかもしれませんけども、この町に生まれ育った人間は、私もそうでありますけども、一旦は若いときには出ましたけど、ここに帰って、能力がなかったと言われればそれまでかもしれません、この町に帰ってきて少しあはという思いがあります。

そうした中で、町長が一石を投じたことは何なのかといったら、統合の問題はいろいろなことで断念されましたけども、県下ではトップクラスの財政指数であるということを常々おっしゃいますが、それ財政指数をトップクラスに持っていくということは非常にいいこととは思いますけれども、返せば、それだけ町民がもっともっと要求しているものに応じられていないということも裏返しにはあるような気もします。

よその町村市は確かに悪いかもしれませんけども、そのためには、10年、20年先の将来を見て先行投資をして、財政が非常に厳しいこともあるやもしれませんので、その辺は、規律、規律もいいんですけども、甲羅に合ったものをということもいいかと思いますけども、先行投資ということについては町民が明るい希望の持てる町運営をしてほしいというふうに思います。

雇用の場の確保については、先ほど可能性について調査したということでありますたが、なかなか雇用の場の確保は大企業その他に来てくださいと言ってもどこもなかなか難しい条件がありますので、あくまでこの町の資源を活用して、そのものを生かしたまちづくりをして、そのために入りが上がって経済が豊かになってということで町内のGDPも上がってくるというふうなことをしなくてはいけないというふうに思います。

地域が活気を維持するためには本当に、行政が主導してはいけませんけれど、行政の働きかけというのが欠かせないというふうに私は思います。

やはり職員を初め町民もともどもに地方活性化で、本当に日本再生を思うことありますけど、雇用環境はさま変わりして産業機構というものが変化に伴って技術の進歩であったり、そういうものが物すごくスピード感がある。

そういうところで今の仕事が大企業であっても10年先20年先まで絶対にあるという可能性はないわけでございますので、ここを出ていった子どもたちが大きな会社に入ったからということで終身雇用もないかもしれませんし、一生安泰という時代ではなくなってきるとのことござりますので、人をふやすには新産業が要るわけなんでございますが、職員の需要というの

は人間が生きている限りは絶対に必要不可欠な問題であろうというふうに思います。

そうした中で、安定した産業基盤がそこに生まれてくる。生活のめどが立てばいい、大学出たからといって、いい会社に入ったからという既存の概念が変貌してくる、変わってくるであろうというふうに私は思います。

そうした中で町長も中々一石を投じたというようなことはないということではありましたけれど、ここで聞くべきかどうかはわかりませんけども、3期後半、残すところちょうど1年終わりましたけども、4期目に町長ももう一度言うていいのか、挑戦されるお考えがあるのかどうかということがあわせて聞いて、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員がおっしゃいますように、弱者に優しい町でなきやなりません。お隣の津和野町では買い物等をシャープと組んでITを利用してということでございます。私どもはああしてケーブルテレビを入れたときに、いわゆる独居老人の安否確認等をこういったものでできないかというように思っておりましたけれど、技術的なものもございまして、年寄りに、独居の方にそういったような機械はなかなか難しいようありますし、以前も合併前に旧柿木村ではパソコンを高齢者に配ったけれど活用されなかつたという事例もあるようでございますので、なかなか行っても十分なことが見込めないようなことがございますので、今私どもとすればそういったことは行っておりません。

議員がおっしゃいますように、ふるさとに帰ってということでございます。これは今教育委員会等で行っておりますサクラマス・プロジェクト、まさにこれがこれに当たるというように考えております。

先行投資はと言われるわけですけれど、議員の言われる、先行投資とは何なのかと。私どもとすれば、今この町が豊かで皆様方が暮らしやすい町、そういったものになるようにいろいろな投資をしております。これも私は先行といいますか、現況を改善するための投資でもあるし、今後のための投資であるというように思っております。

企業等がああして、三重県ですか、億というお金で企業誘致したシャープが工場を廃止して台湾のほうの企業に身売りをしなきゃならないという状況が出ておる。そうした中で、私どもとすれば永続性のある企業、今おいでいただいているものは長くやっていただいておりますので、そういったところへの御支援はできる限りしていかなきゃならないし、私どもとすれば全国に先駆けてやっております子育て支援、そうしたものも先行投資になるというように考えておりますので、議員のおっしゃいます先行投資というのはどういったことを言われるのかと私はいつもお聞きしておりますんですけども、具体的にこういったことというものが出てまいりませんので、どうしたものなのかということを聞いてみたいというように思っております。

また、次はどうするのかと。来年が改選期になりますけれど、大阪城落城ですか、関ヶ原の戦いのときに石田三成が処刑される前に柿を庶民が持つて行ったときに、柿は腹が冷えるからと、打ち首になる前の人間でもその命の可能性といったものは数刻後でも持つておったということでございますので、私にとりましては、任期が終わるその日まではとにかく全力で事業を行うということで、先があるのかないのかということを思つて仕事をしておったのでは何も仕事ができませんので、私とすれば今までどおりやつていく。その時期が来れば、皆様方が御判断されるということではなかろうかというように考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 来期の挑戦については、その時点で町民方にということでわかりました。

町長がおっしゃいましたように、私の具体的な意見を言ってくれということでございますが、具体的に申し上げれば、最近ＩＣＴといふいわゆるデジタル教育でタブレット端末を導入したりして、全国でも50%の学校がやってるというふうなこともあります。こうした中で、学力でいいますと理数系については小中のクラスが日本が世界の1位になったと。読解力については8位であるというふうなことが出ておりましたけども、私としては先行投資というのは、先ほど町長が子育てその他も先行投資だと、それは間違いないと思います。こうしたことが、それはここは突出して先行してやつたわけですが、もうよその町村も追随してきております。ＩＣＴもよそもやっているんだからそうなんですけども、私が言いたいのは、こうした中で各町村がそういう一生懸命、学力向上とかに、次世代を担う子どもたちに投資しとるということなんです。

要するに、物として残すものなのかというのは、先ほど人口増加、利便性、歴史、文化、教養として残す石物であったり、いろんな整備もいいです。それは物として残すもの。

あとは知恵として残すもの。子どもの学力の向上だったり、教材の醸成であったり、社会的なインフラ整備、福祉もそうですけども、いろんなことがあろうかと思います。こういったところに物として残すもの、知恵として残すもの、自助・共助・公助として安心安全なまちづくりに対してはこういうことをということ。その中の具体的なことについてはまた次期に、3月に申し上げたいとも思いますけども、物・知恵、自助・共助・公助ということについて町長がどういうふうに思つておられるのか、最後の答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員がおっしゃいますように、人材育成であろうかというように思つております。当然ああしてやらなきゃならないということで、学力については余り芳しいお話を聞いていませんけれど、教育委員会ではその向上のためにいろんな提案をしてきて私どものほうへ上がっております。

そういうものになるべく私どもとすれば予算をつけながら、吉賀町の将来がある子どもたちの学力を高め、判断力を高め、この町のためにある人材を育成していくのは当然やっていかなきやならないことというように考えております。ＩＣＴを例として出されましたけれど、学校におきましてもそういう機械の導入といったものはタブレット等、個別にというところまでいっておりませんけれど、ああやってそういうことはやっていく必要があろうかというふうに思っております。

議員がおっしゃいますように、物、また知恵といいますか、知識といいますか、そういうものは両方どちらが優先するというもんでなしに、お互い車の両輪のようにやっていく必要があるというように思っておりますので、これは当然やっていく必要があるというように考えております。何か抜けたことがありますか。

○議員（9番 河村由美子君） 自助・共助・公助。

○町長（中谷 勝君） それは行政がやることと、家庭がやらなきやいけないこと、地域がやらなきやいけないこと、そうしたことをきれいに線引きがきちんとはできないけれど、お互いがそれに踏み込み、入り込んでも、そういうたすき間ができることがないように子どもたちの教育といったものはやっていかなきやならないというように思っておりますので、これは議員がおっしゃることは、当然理解できることでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） おっしゃることが理解できるということでございますので、以上を持ちまして私の質問を終わります。

.....

○議長（安永 友行君） それではここで10分間休憩します。

午前9時55分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番目の通告者、2番、大多和議員の発言を許します。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 私も2件通告しておりますので、通告順に質問いたします。

最初に町職員の町民に対する接遇についてということでございます。私が一般質問で町職員の町民に対する待遇についての質問をするのは、今回で2回か3回目になるかと思います。

最近は職員の方々の接遇は非常によくなつたと思っていましたが、いまだに町職員の態度は悪いと言われているのを聞いて非常に残念でなりません。また同じような質問をしなくてはいけないというのも非常に残念ですが、先般ある会合に出席して出たところ、そのときのことを、言え

ば不適切な発言にもなってはいけませんので、一応そのときの皆さんのお話をまとめますと、1つ目は町の職員の態度は横柄だということ、2つ目として町民に対して上から目線で我々に接していると。3つ目としては、特に税金のときなんですが、町民が支払いに行っても、ありがとうございますとかお疲れさまですとの声もかけてもらえば、よっしゃ、また来年も町民税を払うように頑張ろうということにもなるのに、ただ事務的に扱われて何のために町民税を払いよるのかということを思うとるんだと言われる方もおりました。

また、合併時のほうが今よりも職員の態度がよかつたと。今ごろは非常に悪くなつたと。特に若い職員よりも中堅どころから上のほうが悪いんだというようなことも言われました。それでも一応私としてはよくなつたと思っているんですがと言いますと「大多和君は町会議員だから愛想がいいのよ。私にはそんなことはない」と言いました。ぜひともその辺のことをもう一度町長さんによく話して町職員の方々の態度を改めてもらうように研修してもらってくれと。特に感じました。

また、別の会合では、議会に補助金がこういうのが新設されたからと説明があったので、そういうことで相談に行けということで、その人に言って、その人が説明を聞きにというんですか、相談に行ったときには、それは違うんだと。補助金はもう使い道は決まつると。町民の方にはほかの補助金はないんだというような言われ方をして、相談に乗ってもらうにもけんもほろろだったと言われました。そんなことはないはずだがと言われても、それはお前はそうだけど、わしらはそうじゃないと言われて、二度といかんというようなことも言われました。

町長さんは研修で、特にごみ収集などに職員を出して研修して、町民との接触をする機会をふやしてよく理解してもらうという、職員にそういう研修をするとと言われておりましたが、なかなかいまだかつてそういう職員の方々の態度が收まらないということを聞いておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 大多和議員の御質問でございます。職員の町民に対する接遇についてでございます。

議員もこうして複数回の御質問ということで非常に残念がっておられますけれど、受ける私の方も非常に残念に思っておるところでございます。

私も窓口の対応につきましては気をつけて見ておりますけれど、見てる状況では、接遇については、窓口は私が見ている場合は非常によくやっておると感じておるわけでございますけれど、住民の皆様方がどのような対応を受けておられるかというのはまた具体的に教えていただければと思います。

行政運営における主役というのは町民の皆さんでございます。町民の皆さんのお話をさまざま

な形でサポートするのが行政の役目であり、その仕事でございます。

町役場は町内最大のサービス産業であるというように私は認識しておるわけでございますけれど、職員の皆さん方が町民の皆さんに対して上から目線とか自分が偉いとかというような形で対応するような意識を持っておるとは私は思っておりませんし、そういうことはやってはいないというように信じておるところでございます。そのように住民の皆さん方に捉えられるようであれば、さらなる接遇研修といったものをやっていかなきやならない。接遇は町民の皆さんとの基本的な接点でございますので、そうしたことがないように対応していく。

当然、住民の側に立っての対応でございますので、悪意を持っての対応というのは、私は一人もいないというように信じてはおりますけれど、そういった接遇の中で行き違い等もあつたりしたのかというように思っておりますし、その職員の行動や言動、そうしたもののが町民の皆さん方に不快な思いをさせてはなりませんし、そういうことがあったとすれば、さらなる研修を重ねていかなきやならないというように思っております。

以前、私も挨拶をいたしましたけれど住民の方に伝わっていなかつたということがございました、伝わらなければやっていないことと同じではないかというように考えたところでございます。

ごみの収集等について具体的にお話がございました。これについては、町の職員の研修の中でごみについてということでやるように言って、研修担当は、職員の収集でなしに、収集した後の処理場での研修を各職員やっておりますので、収集についてもということを指示しておりましたので、次についてはごみ処理場での処理、次につきましては収集について検討してもらいたいというようなことを話してございますので、次期の研修ではそういったことをやるんじやなかろうかというように思っております。

また、補助金の相談においてになったときに、もうだめなんだとかといったような、態度がどうだというお話でございますけれど、具体的にはどういう事業であったのかと思いますけれど、事業によってはいろんな対象にならないものもありますし、既に予算的に対応できないというようなことがあることは現実にあるので、そういうときの対処の仕方、これが専門的なお言葉で説明すれば住民の皆さん方にはなかなか理解できない。それが理解できるような説明の仕方も必要なんじやなかろうかというように考えております。

先般、私もある会合で、インターネットの中で町職員を批判するものが出ておるというようなことがございましたのでいろいろ聞いてみると、インターネットで鹿足郡雑談掲示板といったようなものがあつたりして、いろんなことの、これは抽象的なことが多いような気がするんですけど、そういうことが職員だけじゃなしにいろいろ載っておりましたけれど、そういう中で職員のことも言われるようであれば、これは若い方の感じたことを掲載しておるんだというように思っておりますので、議員のは大方は年配者の方であろうかと思いますけれど、そういうた

ことが起きるということは、どっかでそういった感じられた方がいらっしゃるのではなかろうか
というように思っております。

現在、定期的に実施しております接遇研修の時期、また内容、そして今後さらにそういった接遇についての啓発をしっかりとやっていきながら、3度目の議員の御質問がないように私どもとすれば努力してまいりたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 町長の、町は最大のサービス産業だという精神を町の職員の方々
皆さんが肝に据えられて、また町民に当たられて、私が二度とこのような質問をすることがない
ようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは続いて2番目の質問で、町が発行する道路運送車両法に基づく「臨時運行許可番号
標」についてという質問でございます。

これは何を言いますかといいますと、道路運送車両法というのがありますて、その保安基準に
適合すると。車でいうと車検です。車検を通らない車が不適合車ということになるんですが、車
検を受ける前の車で、島根何々番吉賀、白いナンバープレートに右上から下に赤い車線の入った
仮登録のナンバープレートをつけて走る車があるんですが、この車に対して許可を出されるのは
町だということを聞いております。仮登録ナンバープレートは車検にも通るような車に交付され
るということになっとるんだと思いますが、そういうまず車検前の車とかいうのが車検を受ける
とかそういう目的のために国道や県道などの公道を走るということになるということで仮ナン
バープレートというのがあると思うんですが、最近このナンバープレートをつけた車で保安基準
に適合しない車、車検に通らない車がこれをつけて走っていたと。そういうおそれがある車が走
っていたと。そういうのを見かけたということがありましたので、そのことについてお尋ねしたいと思
います。

一つは、仮登録ナンバープレートを交付されるときにどのような審査をされるのか。また、申
請とは異なる車にこのナンバープレートを取りつけて公道等を走って事故を起こした場合に町の
責任はどうなるのか。町はどのような責任をとられるのかということについてお伺いしたいと思
います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 大多和議員の2問目の御質問でございます。

町が発行する道路運送車両法に基づく「臨時運行許可番号標」についてということでございま
す。

臨時運行許可申請時の一連の事務手続につきましての回答でございますけれど、臨時運行許可
申請には、申請書、車検証等、車台番号のわかるもの及び有効な自賠責保険証の提示を受け、そ

の確認をして臨時運行許可証及びナンバーを発行しておるというのが現状でございます。

保安基準、整備不良等を禁止するものの適否の判断については、個人が申請する場合は車検証等を確認し、過去に保安基準を満たしたものと判断しております。申請の大半を占める整備業者についても、当然、保安基準を満たしている車両ということで、申請書類の確認をもって形式的な書類審査によって行っておるというのが実態でございます。

臨時運行許可は申請に対する行政処分であるため、申請と異なる車両につけて公道を走行すること自体、虚偽の申請となり、申請者の違反になります。したがいまして、このような場合は町に対する責任が問われるものではないということでございます。これにつきましては性善説に基づいてやっておる事務でございますので、私どもとすれば信頼しながら許可証を出すというような状況でございます。

申請書には、今、議員がおっしゃいますようなことが書いてございませんので、安全基準の適・不適合申請時に行政側で自動車を調べて判断することはとても困難でございますので、申請者に対しまして保安基準が適正であるという確約みたいなものを申請書に一部設けるようなこともそういうことがあるようであれば設けることも一つの考え方かと思います。議員がおっしゃいますこの件につきましては現在このような処理を行っておるということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 異なる、要は違法な車が公道を走った場合には町の責任ではないと言われているんですが、実際にそういう懸念のある車が通行しとるということになったときにはどのような措置をとられるのかというのがお聞きしたいのと、またもしも仮にそういう違反をされた場合に次はどうされるのかということについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 例えば、今、私どもが許可した車と違う車に取りつけて臨時ナンバーで走行するとかということとか、整備不良というもので走行されれば、これは当然道路交通法の対象で警察のほうの所管になると私どもは考えております。

そういったものは二度とということでございますけれど、そういった違反があったにしても今度正しい形でされることもありますので、今後どうするのかと言われた場合はケース・バイ・ケースといいますか、その状況を見ながら相当悪質なことをやられたということがわかれれば、それなりの事例の考え方もあるでしょうけれど、今ここで仮定のお話をされても私どもとすれば、それじやこういたしますということにはなかなかなりませんので、そういった違反者につきましては警察のほうで取り締まっていただくということになります。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 警察のほうに取り締まつてもらうということになるということ、

確かにそのとおりなんですが、実際にそういうおそれのある方があると。しかも1回2回じゃないんだということをその方は言われました。ということになると前歴があるんだということがありますので、今後そのようなことがないように、町が責任を問われることのないように、十分な対応をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長、どうぞ。

○町長（中谷 勝君） 先ほど申し上げましたように窓口ではなかなかそういったことが特定できませんので、そういう方が見受けられるのであれば、そういう方が警察のほうに告発していただくというのがいいんじゃないかなと思うかというように思っております。

窓口とすれば、なるべく情報の把握には努めますけれど、現状ではなかなか把握が困難というように思いますので、そういうことが現実にあるんであれば、これはその人だけの問題でなしに事故を起こしたときには大変ほかの者が迷惑になりますので、そういうことが見受けられるということであれば、その方が警察等への告発等をさせるべきであろうというように考えます。

○議員（2番 大多和安一君） それでは、よろしくお願いします。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、例によつて10分間休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番目の通告者、8番、藤升議員の発言を許します。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

今回の一般質問は、私のところに寄せられました意見・要望の中から吉賀町斎場への進入路の安全確保に関するもの、立戸の吉賀町スポーツ公園のトイレ改修、CTによる肺がん検診の補助定員枠の拡大の3件と、国民健康保険の広域化準備が進められている中で加入者の保険料負担増につながる心配はないかという点についてお聞きするものです。

1つ目の質問は、吉賀町斎場進入路に側溝ぶたと白線をということで町長にお聞きします。

数カ月前に近所の方から、斎場のところの道は車が何台も落ちている、何とかならないのかと言われ、斎場で仕事をされている方や来ておられた方々にもお話を伺うと自動車が何台も道路側溝に落ちていることとあわせ、天気の悪い日や暗くなると道路の端が見づらく危ないという指摘もありました。現地をそういう目で見てみると確かに車が落ちてもおかしくない状況がありました。

道路勾配、カーブとも急で、白線も引いてなく、ぬれた路面と側溝の境の見極めが難しい状態

でした。冬場はもっと厳しい環境の中で危険の度合いが高まることを感じました。側溝にふたをかけ、白線を引くことで脱輪を防ぐことができると同時に、運転者が安心して走行することができると言えます。この点について急いで対策を求めるますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の1番目の質問でございます。吉賀町斎場進入路に側溝ふたと白線をという御質問でございます。

御指摘のとおり吉賀町斎場進入路は側溝の大部分にふたがなく、現在、白線も消えておるという状況でございます。

以前、他の議員の方から進入道路のつけかえをというような質問もございましたけれど、現状で理解いただくように答弁しております。そういった中で現状を改善するということは大変必要なことでございます。側溝へ脱輪したという報告も受けておるところでございますので、町といいたしましては御指摘のありましたように側溝のふたの設置と白線のペイントにつきましては平成29年度当初予算の中で措置して早急に安心できる道路に改良していきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 29年度早急にということあります。費用的に約400万円程度かかるのではないかというふうに考えておりますが、可能であれば年度内での取り組みということも、現在の予算の執行の状況等を見なければわからないとは思いますけれども、可能であればより早い段階での設置ということにならないか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 今回の補正で計上されておりませんし、また時期的にも大きな事業にはならないと思いますけれど、いつ雪が降るかわからないような状況の中での発注というのも、あそこへ、そうでなくても坂道ということでございますので、その間に御不便をかけることが大きくなりますので、この冬につきましては現状で御辛抱いただいて新年度早々に対処するということで御理解いただきたいというように思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、新年度早々ということですので、次の質問に移ります。

次の質問は国民健康保険の広域化で被保険者の負担は変わるものかということで町長にお聞きいたします。

国民健康保険制度は55年前の1961年に全国の市町村と特別区で国民健康保険事業が始まり、誰でもどこでもいつでも保健医療を受けられる体制が確立しました。これが法改正により、2018年、平成30年度から都道府県が国保の財政運営を行い、市町村がさまざまな実務を行

う形へと変わることになります。国保加入者にとって何の影響もないように見えますが、今、国が示している都道府県国民健康保険運営方針策定要領（案）を見ると、この要領は技術的助言である、いわゆる法的拘束力があるものではないと断った上で、抜粋した分を読みますが、財政収支の改善に係る基本的な考え方において国民健康保険特別会計において、解消または削減すべき対象としての法定外の一般会計繰入とは、法定外の一般会計繰入のうち決算補填等を目的としたものがあると述べ、さらに都道府県及び市町村において財政収支の改善等について検討を行うに当たっては、まずはこうした解消、削減すべき対象としての赤字の範囲について認識の共有を図ることが重要であると、これまで決算補填等をしていた部分についてしてはならないという方向を案では示しております。

広域化によりまして、吉賀町の一般会計から決算補填等を目的とした法定外繰入は可能となるのか、この点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の2問目の質問でございます。

国保広域化による被保険者の負担は変わることでございますけれど、国民皆保険ということで日本を誇るべき制度でございますけれど、各町村の国保会計が悪化しておるということで、町村とすれば県のほうへ主体的な事業ということでお願いしてきておるところでございますけれど、広域化に向けた作業につきましては、現在、島根県市町村国保広域化等連携会議を中心に下部組織として事務処理ワーキンググループ、それから保険料ワーキンググループ、医療費適正化ワーキンググループによりさまざまな課題について検討しているところでございます。

進捗状況といたしましては、平成27年度から28年度において各ワーキンググループをこれまで3、4回、広域化等連携会議について平成27年度に1回、平成28年度に2回開催しておりますというところが現状でございます。

吉賀町といたしましては保険料ワーキンググループの幹事として参加しております。保険料算定に向けた諸条件について整理しているところでございます。また、吉賀町として主張する場は広域化等連携会議においての発言となってまいりますが、まだ課題整理の段階となっており、現段階では各ワーキンググループの検討状況の報告を受ける状況というところでございます。

また、広域一元化に伴う保険料のあり方につきましては、当面、市町村間の医療費水準や所得水準を調整し、標準保険料率に基づき市町村が賦課徴収を行い、県に納付するという案が有力であるというところでございます。

しかしながら、いまだ不確定要素が多く残っており、今後の国、県の議論の動向を注視していく必要があるというように思っております。県としては、財源の確保といったことを国に求めておりまして、先般の知事会ではこの件について県はボイコットするというような意見まで出てお

るというように聞いておりますので、動きを注視していくというのは当然のことだろうというようと思っております。

広域化後の一般会計からの法定外繰入につきましては、制度としては可能であるということでございますけれど、御承知のように国においては法定外繰入金をなくするという方向となっておりますので、これらも含めて、現在、県全体で慎重に議論を重ねておるということでございます。

今のような状況でございますので、実際に実施ということになって動き出せれば今のような状況について繰り入れがどの町村もそういった状況が出てくる、そういうときにどのような対応をするのかということでございますので、現段階でどうこうといった、はっきりした御回答はできませんけれど、先ほど述べましたようなことで御理解をいただけたらというように思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 国の考え方としまして、財政支援をすると言うておきながら、一方では医療費の適正化、また保険料収納等に努力した市町村に配分するお金という形で実際には財政としては厳しくなる方向を示しております。そういう点から、最初に申し上げたとおり、法的拘束力があるものではないというところを頼りに今後とも加入者の負担増にならない努力をしていただくよう求めるわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員がおっしゃいますようなことは理解はできるわけでございますけれど、今後どうなるかというようなこともございますし、また我が町のみそういった形ができるのかということもございます。法的拘束力はないと言いながらも拘束してくるのが国の考え方でございますので、そうした中でどのような対応ができるかということは、先ほど申し上げましたように、今後の状況を見ながら検討していくということでございますので、今ここではこういたしますというような確約はなかなかできないのが現状でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 私どもも加入者の負担増にならないよう、いろんなところで努力をしていきたいと私は考えております。

それでは次の質問に移ります。吉賀町スポーツ公園の外部トイレ改修について町長にお聞きします。

立戸にあります吉賀町スポーツ公園は野球場、テニスコート、グラウンドゴルフ場などがあり、延べ利用者数は昨年、一昨年度ともに5,000人を超えてます。この中には、テニス、野球とも町外、県外からの利用者もあると管理されているサンエムからお聞きをしております。

屋外のトイレは野球場とテニスコートに近接したところにそれぞれ設置しておりますが、どちら

らも和式の洗浄の機能のない落下式くみ取り便所です。スポーツ公園を利用する子どもたちの中には今のトイレでは用を足すことができなくて家やほかのトイレがあるところまで行って済ます子もいると親御さんは話しておられました。さらに、ことしは大量の蚊の発生で用を足すどころではなかったということもあり、これまで検討されてきておりますけれども、急いで外部トイレ改修の具体化を求めます。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員の3問目のスポーツ公園の外部トイレの改修をという御質問でございます。

現在、スポーツ公園は野球場に設置しているトイレは議員御指摘のような状況で、町内のは無論のこと、スポ少の大会など町外から来られる子どもや保護者の皆様には、男女の区別もなく旧式の、議員おっしゃいましたようなトイレでございます。大変恥ずかしいような状況であるということは認識しておるところでございます。野球だけでなくグラウンドゴルフやテニスの利用者にとりましても気持ちよく利用していただけるような環境をつくる必要を感じておるところでございます。

施設管理を所管しております教育委員会へは、その旨、指示いたしておるところでございますけれど、財源のことございますので、新年度予算の中で対応し、改修の可能性について検討していきたいというように思っております。

この施設につきましては、建物については水道が来ておるかと思いますけれど、野球場につきましては、谷水を使用するということがございますので、そこまで水道を布設するといった一つ大きな懸念があつておくれておるという状況もございますが、不名誉などといいますか、そういうふたつの状況の施設でございますので、早急に改修するような検討はさせていただきたいというふうに思っております。その実現に努力したいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 実現に努力をされるということですので、場所等の選定につきましては、地元の方また利用者の方々と十分な協議をされるということが当たり前だと思います。

次の質間に移りたいと思います。

最後の質問になりますが、今年度CTによる肺がん検診の募集がございましたので、その定員枠の拡大について質問を行います。

今年度、検診の案内がありまして、30名の定員枠に対して100名を超える方からの申し込みがあったとお聞きしております。中には辞退された方もおられるというふうに知人からも聞いております。医療機関の協力なしではできないことですが、検診を希望される多くの方が受けられるようにならないか、お聞きするものです。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、CTによる肺がん検査の定員枠の拡大をという御質問でございますが、吉賀町の悪性新生物によります死亡要因の中で肺がんは上位を占めておりまして、現在、増加傾向にあるというように聞いております。CTによる肺がん検診は、早期の肺がんや胸部レントゲン検査では見つけにくい疾患の発見も可能であるということから、早期発見・早期治療につなげることを目的として今年度の新規事業として取り組んだところでございます。

古いデータで申しわけございませんけれど、平成20年度の吉賀町と県平均との壮年期の肺がん年齢調整死亡率、対10万人ということでございますけれど、吉賀町の男性が34.6人、県平均が30.4人、吉賀町の女性につきましては0.0人、県が9.1人ということで、女性につきましては圧倒的に少ないんですけれど、男性につきましても県平均を上回っているという状況でございますので、その点は幾らかは安心はできるわけでございますけれど、そういったことをもう少し上回っていただくためにも検診を進めるといったことが必要であるというように思いまして、今年度につきましては受診定員を30名といったところで募集いたしましたところ、113名の方に申し込みをいただいたということで、住民の皆さん方は大変関心を持っておられるということでございますので、この結果を受けて11月下旬に直ちに六日市病院に定員枠の見直しをお願いしたというところでございます。

そういったところ、5名ではありましたけれど、増員していただけることを確認しておりますので、35名の定員で実施していただけるということになっております。

こういった状況を踏まえ、今年度につきましては実施医療機関として六日市病院のみとさせていただきましたけれど、来年度につきましては町外の実施医療機関の拡大といいますか、拡充といいますか、を図りながら検診を希望されている方々の意向に沿えるように取り組んでいきたいというように思っております。そういったことでこの事業の拡大につきましては次年度からやっていこうというように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 拡大をしていくようにされるということですので、六日市病院に伺って今の検診等の状況についてもお聞きいたしました。その中で、今、検診そのものに対しての関心も高まっていることと、それから東のほうがどんどんいっぱいになるために、西のほうの医療機関へ検診される方が移ってきてているというようなこともあります、今、検診そのものをやることが、非常に需要そのものが上がっているというふうなこともおっしゃっておられました。

ちょうどこれから来年の1月、2月、3月ごろというのは、そういう定期的な検診の度合いも薄くなるので、その間にさせていただくようにしているというふうに言われておりましたので、他の医療機関についても同じようなことが言えるのではないかというふうに感じております。

ぜひとも町外の医療機関への働きかけも強めていただきまして、早期発見をすることで治すことができる病気ですので、引き続き努力をしていただきたいということを述べて質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者8番、藤升議員の一般質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員、午後の予定であったでしょうが、午前中にやってもよろしいですか。

○議員（5番 中田 元君） いいです。

○議長（安永 友行君） それでは5分休憩して、4番目の通告者、中田議員の一般質問を午前中に行います。休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

4番目の通告者、中田議員の一般質問を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 午前中にやることになりました、ちょっと時間が早くなりましたので、ちょっと緊張しておりますので、よろしくお願ひします。私も2件通告しております。

まず第1問目でございますが、介護保険制度について、ポイント制度についておうがいをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

平成12年に介護保険制度が導入されまして、誰もが費用の一割負担で介護してもらえる制度が始まりました。しかし、最近は制度の改正ごとに利用者の負担割合や老々介護、あるいはボランティアへの依存など改悪となるように思われます。このようなことから、介護予防に力を入れて介護状態にならないようにしなければと考えます。吉賀町、旧六日市町でございますけれども、平成10年にボランティアセンターが設立されまして、訪問給食やふるさと福祉事業を展開し、町外に対しては、阪神淡路大震災あるいは呉市の震災、山口県でございますけど、美川町の水害、近年では東日本大震災など、各地で起こった災害ボランティアの派遣など、多くの町民の方々に支えられてきました。平成13年より、社会福祉協議会による小地域ネットワーク事業や、ふれあいサロン事業などに力を入れ、介護予防の成果があらわれ、地域福祉重視の社会福祉協議会になったと思います。ふれあいサロンが介護予防の先駆けとなり、大きく貢献したものと思われますが、設立当初より無償の精神で行ってきた方々に支えられて、今日に至っております。いずれにしても、介護予防と地域ボランティアは別々には考えられないと思います。現在、町と包括支援センターで行っている予防教室や、健康教室などに参加するとポイント制度があり、ボ

イントがたまると旅行に行けるとかの制度があるとお聞きしました。大変よい制度と考えます。が、町民に余り周知されていないのではと考えます。私も、このポイント制度があるというのは、この質問をするのに調査する段階でわかったというような状況でございます。私の提案でございますが、もう少し範囲を広げて、今申しましたように特定の高齢者だけでなく、誰もが社会参加や外出をしたくなるような制度をつくったらいかがかと考えます。例えば、公民館や、集会所などで行う健康サロンや、ふれあいサロンなどにボランティア、世話人でございますけれども、参加すれば3から4ポイント差し上げると、それから、参加するだけでも1ポイントつけるというふうにしたらと思います。先日、私もふれあいサロンに参加してみました。その折に、百歳体操というのを初めてでございましたけど、やっておりまして、私も一緒に百歳体操というのをやってみましたが、大変、私にはちょっと軽過ぎますけど、サロンに出向いておられた方は、大変体がぬくもったとかいうような形で大変喜んでおられました。こういうことをですね、この百歳体操でございますけど、担当者のほうから聞きますと、週1回各地区で行っているところもあるというふうにお聞きしました。この百歳体操にしましても、ポイント制度がついておるというようなことも聞いたような聞かんようなことで、ちょっとはつきりこれも周知不足だらうと思うんですが、わからないというようなこともありますので、もう少しその辺を周知していただけたらと思います。で、このポイント制度をすることによって、参加者の増加を促し、地域及びサロンの活性化を図り、ふれあいサロン等の活性化を図り、介護予防につなげると。体が思うように動かなくなると、家の中に閉じこもりがちになるということです。介護予防のためには、外出し、顔を見て人と話したり、何らかの活動に打ち込み、生きがいを持続することが効果的と私も思います。ポイント制を行っている自治体は、全国で約1割、282の自治体が行っているとのことでございます。自治体によって制度の中身は違いますけれども、年間のこのポイントの限度額というのをつくりまして、8,000円とか1万円が限度というようなことに決めているところもあるということでございます。ポイントを1年間積み上げて換金するとか、あるいは町内でパピヨンの交換して、商店街の活性化に役立ってもらうとか、方策は幾らでもあると思いますが、町の考えとして、このようなポイント制をつくるということを提案したいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 中田議員の御質問でございます、ボランティア・介護予防に対するポイント制度の導入についてということでございます。議員おっしゃいましたように、平成12年に日本の介護制度が開始されたわけでございますけど、ドイツの制度を参考にしたと聞いておりますけど、これにつきましては、やはり3年度ごとに制度の見直しを行っておるということで、現在に至っておるところでございますけれど、議員がおっしゃいますポイント制につきましては、

現在、よしか・若返り学校を中心とした介護予防事業や健康づくり事業において、導入しているというように聞いております。事業への継続した参加が、介護予防等に不可欠であるという考え方に基づくものであり、継続して参加する高齢者はふえてきておるということでございます。また要介護要支援認定者数も減少しているということで、結果としては、介護給付費の抑制にもつながるということで、一定の成果があらわれているということで評価しているところでございます。

この御提案のありましたボランティアへのポイント制の拡充につきましては、担当課のほうでは、2つの理由がありちょっと慎重にしたいというような考え方でございます。

まず、1点目といたしましては、参加に対する評価がポイント換算ということになりますと、ボランティア本来の趣旨であります無償の社会奉仕、先ほど議員おっしゃいましたように、そういう活動から離れていくんじゃないかというようなことが懸念される。

2点目といたしましては、重度障がいを持つ方や障がい児の方々が、そういった活動をしたくても参加できないということで、まずスタートラインから排除される、その恩恵を得ることができないということが問題になるんではなかろうかというように考えておるところでございますけれど、地域福祉を充実するためには、必要なボランティアの確保は重要な問題でございます。そのための対策につきましては、住民の積極的、継続的参加を保障できて、公平な地域福祉の実現が可能となるような施策を展開していく必要があるというように考えます。したがいまして、健康づくりのインセンティブとしてのポイント制、福祉制度の根幹に影響を与えないことを念頭にして、制度設計していく必要があるということで、今回御提案いただきました内容につきましては、地域福祉計画策定委員会や地域支え合い会議等、議論を深めてまいりまして、どのような方法で提案が実現できるかというようなことも検討していただきたいというように思っております。

とりあえず、まずは今後も安心してボランティア活動に従事できる環境整備を進めると同時に、地道にボランティアの育成、環境整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。制度の中で、いろんなボランティアが求められるわけでございますので、そういった中でのインセンティブというのは必要かと思います。ただ、議員おっしゃいましたように、全部一まとめにしてということはなかなか状況が状況で、厳しい状況がありますけれど、どうした方向で実現できるかということは担当部局において検討してみようというように思っておりますけれど、現状では、議員がおっしゃいますようなことまではなかなか困難であろうかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ボランティアの方に対しては、障がい者の方とか、いろんな声があるかなというようなことでございます。その辺はまた町のほうで、担当のほうでまたいろいろ

考えていただけることにしまして、このサロンとか、そういうふうな健康教室ですね、そのことに関して、私の提案でございますけど、先ほど提案いたしましたけれども、参加した人にもポイントをつけてあげるというようなところは、どういうふうにお考えでしょうか。私は今のボランティアに対して、3から4ポイント、それから参加する人に対して1ポイントぐらい上げる、私の思いですけど、例えば1ポイント100円とした場合に、町内の、例えばふれあいサロンだけのことですけど、年間に延べ参加数で5,000人から6,000人ぐらいだろうと思うんですが、それで予算的には五、六十万円かかるのかなというふうに思っております。それから、ボランティアのほうは3から4ポイントついたら人数は少ないんですけど、やっぱりそのくらいの金額かかる、合計すると150、60万円かかるのかなというふうに思っておりますけれども、ボランティアのことに関しては今後検討するということでございますが、参加者の方にも年間参加したら1回、例えばの話ですけど、100円やったら、月に1回ですので、ふれあいサロン行けば、年間1,200円ぐらい、それから先ほど申しましたような百歳体操とか、ほかの教室もありますので、そういうことに出かけることによって、何か生きがいができるのではなかろうかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） ポイント制につきまして、参加者につきましては、先ほど申し上げましたようによしか・若返り学校、またそういったところを中心としてやっておると、介護予防事業につきましてやっておるということでございますけれど、ただ、こういったことだけで、なかなか具体的にこれこれと言われても、それじゃあってということでございますので、それぞれのいろんな分野で、いろんなことに参加されたり、そうしたことにおいて、ポイントをつけながらということは必要なこともあるかと思いますけれど、とりあえず、まずそこへ参加したいというような参加者が魅力あるような事業にしていかなきゃならないというように思っておりますし、また、出ればいろんなことが出た方々で、インセンティブ、動議づけになるようなものは考えていく必要はあるかと思いますけれど、こういったポイント制にすればいいのか、また町全体でいろんなことで全てポイントの数を決めて、いろんなことに参加すればこういったポイントがありますよということで、町全体でいろいろな分野も含めて考えることもできるんじやなかろうかとも思いますけれど、一体どうした形が一番取り上げられやすくて、参加しやすくて、また対処しやすいかというようなことは今後の検討にさせていただかないとい、今ここでそれじゃあこの部分につきましてこうしましょうというようなことになりませんので、きちんとした御答弁にならないので、申しわけございませんけれど、議員がおっしゃいます御意見等は、担当課またそれ以外の教育の分野にもありますし、子供さんが図書館で本を借りれば、これだけのポイントというようなこともあるでしょうし、いろんな分野で含めて、どうした形がいいのかというようなことは検討

はさせていただきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 定例会の参考資料で、61ページのほうに出とったわけですが、28年の12月定例議会資料ということで、介護保険特別会計状況報告というのがあります。そのことで、町長の言るのはわかりますが、要介護認定の状況ということで、28年の10月31日現在ということでございますけど、要介護の認定者数が552名、要介護認定者が375名等々書いてあります。ここ1年において、認定者数が33名の減少となっています。介護予防事業の効果が表れているものと思われますということが、この報告書にも掲げてあります。また、給付実績についても、今までの状況ということで昨年の11月と比較すると、介護サービスの諸費については3%の減、介護予防サービスについては22%の減、全体では4%の増加となっています。介護予防給付費は減少しており、今後も介護予防の継続は重要となりますということがここに掲げてあります。また、居宅介護サービスにつきましても、受給者がかなり減っておるということで、介護予防事業の効果によるものと思われますということが掲げてあります。大変、介護予防事業というのは、大事なことだと思いますので、ぜひともこのポイント制が、全てがいいというわけではないかと思いますけれども、何らかの形で参加者あるいはボランティアさん方にも、何か報われるものがあったらと考えますので、ぜひとも御検討のほう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番目の通告でございますが、これは、益田岩国間の高速道路建設についてということで、昨年9月の定例会において、最初の質問を行いました。このことについて、1年以上ちょっと経過しましたので、そのことについて若干お伺いしたいということでございます。益田市、岩国市へは、約1時間30分ぐらいかかりますが、両市とは、これは前回のことと文章的には発言は同じになりますが、両市とは通勤、通学、買い物と、昔から深いつながりがあります。益田市、岩国市周辺から当町へ370人、当町から同地域へ320人ぐらいの通勤、通学者、合計約700人が毎日動いておられるということでございます。そのほかに、この数字には入っていない多い買い物客、あるいは観光客の方もおられるものと思われます。そういった中で、この益田岩国間の高速道路、これを新直轄方式で建設を行えば、通行料は無料、益田市、岩国市へ30分ぐらいとなると、町民は物すごく期待をしております。前回の私への答弁で、町長は、交通インフラを整備すれば、ストロー現象もあり、人口が減るかもわからないが、施策次第では人口増もあり得るというように言われております。関連の4市町の首長とも話し合い、経済界を主に商工会等に話しかけたいとも言われておられました。あれから1年を経過しておりますが、その後、町長がこのことについて活動というか、動かれましたことについてお伺いをしたいと思います。

先日、郡内の議員研修会が津和野町でありました。その折に下森町長さんもおられまして、私

近寄つたらすぐに、町長さんが、早く横断道計画路線に乗せるよう頑張りましょうというようなことを私のほうに声をかけていただきました。当町は、ここの中中国のインターもあり、また益田岩国の中間というところで、中谷町長が先頭に立って、この建設の促進ということを前向きに考えていただかないと、なかなか前に進まないのではと思いまして、私、ちょっとはつばをかけながら、現状、そう1年ぐらいでこういう大事業が進むとは思いませんけれども、今どのような現状になっておるか、どういうふうな動きをされておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、中田議員の2問目の質問でございます。益田岩国間の高速道路の建設についてということでございますけれど、その後どうなのかということで、昨年も答弁させていただきましたが、やはり同じようなことしか言えませんけれど、益田岩国間を結ぶ高規格道路の計画があったわけでございますけれど、岩国市長のところでお話に上がったときにはそういう計画があったので、今は立ち消えになってますけれど、そういう状況も調べてみたいということでございました。またそのときに、やはり行政より経済界がしっかりと動いていただけるほうがいいがというお話がございました。それもお話しておるかと思いますけれど、こうした大きな事業につきましては、やはり10年、20年、30年としたスパンで検討していく必要があるというように思っていますし、中国自動車道につきましても30年代の前半から運動していくながら、ああして右肩上がりのときにやってきて結構な時間がかかったという経緯がございますので、今のように経済的に厳しい状況の中では、やはりしっかり運動を重ねていく必要があるし、時間もかかるのではなかろうかというように思っております。最近ですと、昨年全線開通いたしました尾道松江線、これにつきましては三全総、四全総というような全国総合開発計画といったような、四全総のほうへ載せて、閣議決定されたのが昭和62年6月ということでございます。その後建設が始められ、順次供用開始で、28年の期間を要したということでございます。現在建設が進められております山陰道につきましても、やはり四全総での予定路線といったことでございますけれど、閣議決定がなされない部分もあったりして、益田より西についてはまだそういう状況が出ておるところでございます。

山陰道の話が今出ましたけれど、これにつきましては、本年4月1日現在で島根県の計画延長が177キロのうち92キロ、52%が開通しているという状況でございます。山陰道全体ですと380キロということでございますので、供用区間の延長、164キロ、43%という状況でございます。どちらの路線にいたしましても、計画に至るまで何年にも及ぶ要望活動が行われて、御想像にお任せしますけど、すごい努力がされたというように思いますけれど、といった要望から再度建築、閣議決定いただいての建設ということになりますけれど、時間がかかるというこ

とは、先ほど申し上げましたように、昭和30年代で要望活動して、昭和49年に六日市インター等が着工になったというような時間が非常にかかるわけでございますので、今は道路の働きかけを行っておるというところでございます。具体的にははっきりした行動というのではないわけでございますけれど、県土木協会という組織がございますので、そちらのほうでまず、西のほうにも高速道路が必要であるという声があるというようなことをまず上げていただいております。そういったところから、要望活動の中に項目として書いていただくということにしようということで、すぐにそういったことを入れていただくという状況にはございません。そういったことで入れて要望すると、計画にありませんよということで、切って捨てられるような状況になりますので、そういったところから少しずつ、県での、要望等に盛り込んでいただけるように努力しておるということでございます。先ほど申し上げました県の土木協会、また、津和野と一緒につくれております鹿足郡土木協会、そういったとこでもそういったお話を、要望活動したときには、こういったことも私どもとすれば希望しておるのだがという声は出すようにしておりますけれど、要望書に必要性を記載していただく程度のことで、まだ益田岩国線といったようなことを確定して要望はしてはおりませんけど、いわゆる益田市から山陽方面についての高速道路は必要であるというようなことを、そういった要望活動の中で申し上げてきたということでございます。県の立場とすれば、まずは山陰道の早期完成ということでございますけれど、やはり完成してからそうした構想なり要望しても遅いわけでございますので、そういった要望については、これからも続けていこうということで、先般、益田市、津和野町の市長、町長とは、岩国市へ3市町で話し合いをしながら、できれば組織を、期成同盟会的な組織をつくるようにやってみようという中で、今、ピュアラインという岩国、吉賀、津和野、益田を含めた観光協議会がございますので、これに今まで首長は出席しておりませんでしたので、できればそれに出席するようにして、どつかで一緒に会ってそういった話をしましょうというところまでは行っておりますけれど、まだ議員が御期待できるようなところまでは行っておりません。また、商工会につきましては岩国市長言われます、経済団体であります商工会につきましては、やはり益田市の津和野町への協力を打診していただきたいということはお願いしてございますけれど、まだ具体的な動きはないというのが現状でございます。私にリーダーリップをということでございますけどやはり、どうしても大きいところがやっぱり中心になっていかないと、私どもとすれば、メリットは吉賀町が一番多いんじゃないかと思いますけれど、やはり、それなりに大きい市が、岩国市、益田市が動いていただけるような状況はつくっていく必要があるというように思っておりますので、今後とも努力は重ねていきたいというように思っております。議員が御期待できるような御答弁にはなりませんけども、そういったことで御理解いただけたらというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 特に大きな期待をしとるということでもないんですが、時間は当分かかるとは思いますけれども、実際に町として、どれぐらいの動きがあったかということをお伺いし、また少しあは催促しないと埋もれてしまうのではないかなどというふうに思い、質問いたしました。

また、今町長も言われましたけども、山陰道が完成してからこの話を持ち出すようなことでは、とても前に進むようなことではなかろうかと思います。早目早目の対応ということで、動いていただけたらと思います。また、島根県の益田、津和野、吉賀町、あるいは岩国市もそうでございますけど、先般のときも私も言ったかと思いますが、山口県の県議会は、畠原議長さんが元錦町の出身者でございまして、今ちょっと体調を崩されて、本会議でも出られておられんそうでございますけれども、そういう方が御健在のときに、今のような話を少しでも山口県とのパイプがあるというところで、町長さんも議長さんのところにでもお伺いして、お話を一步でも二歩でも進めただけたらというふうに思っておりますので、町長もその気で頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、5番、中田議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、午後の会議を再開します。

5番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 最初に、当町の農業政策についてお伺いをします。これは、18年より、1971年より本格的に開始をされました、減反政策が2018年に廃止をされます。これによりまして、いろいろな影響が、特に米作農家に対しては出てくることが予想をされます。まず、減反政策で、今、達成した方には直接交付金が10アール当たり7,500円支給されるとのわけですけど、これが廃止になります。合わせまして、実際はどのくらいあるかわかりませんけど、半数近い減反の中で、それが全部米作に回るということになりましたら、当然米価の下落ということも考えられます。それが主な狙いだと思うんですけど。そこで当町では、米のブランド化ということを打ち出しております。ほかにも加工品とか、こちらのブランド化などが掲げられているわけですけど、ここでは主に米のブランド化ということに対して、町がどのような取り組みをされていかれるのかということをまずお聞きしたいと思います。

その前に、当町あるいは国の米なり水田の状況はどうなってるかということを少し申し述べてから質問に入りたいと思います。

まず、当町の水田面積あるいは畑の面積を合わせたものが、10平方キロメートルであります。農家数が952戸、就業者が561人、これは実に人口の17%を占めるとのわけであります。そんな中で、米の消費量は、人口の減少なり、高齢化なり、食生活の変化によりまして、平成27年度は消費量で1人が54.7キログラム、毎年全国では8万トンの消費が減少しております。ちなみに、食生活の変化によりまして、これは2人以上の家庭だそうでございますけど、米の購入金額は2万7,425円、パンが2万8,321円と、既に米が瑞穂の国と言われたこの日本で、主食の座をおりたわけであります。したがいまして、今米のブランド化、いろいろなところでされてますけど、まさに米の戦国時代と言われております。各地間の競争は激化をしております。その中で、吉賀町が土地を守り、地域を守っていくために、どうして米のブランド化を達成さすかという大変重要なブランド化推進事業なわけですけど、各地を回ってみましても、なかなか、土壤の改良剤とかはもらったけど、趣旨がよくわからないという生産者の答えがありました。そこの辺のところは、これから徐々に政策を出していくんだと思いますけど、今までの推進化事業で、昨年26年分の予算消化として食品の分析計や穀粒の判別機が367万円で、これが整備をされました。そして、28年度が303万7,000円で、主に土壤分析が行われております。これを踏まえて、吉賀町の米をどうブランド化していくのか、ということをまずお聞きをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 庭田議員の農業政策についてという御質問でございますけれど、米政策につきましては、2018年、平成30年度から大きく変わろうとしております。生産調整は、産地の主体的な取り組みに委ねられまして、国の関与は縮小となります。米の安定なしに担い手の所得の安定は実現いたしませんので、国には、農家の不安を払拭する制度設計を早急に示していただきたいと考えておるところでございます。また、町といたしましても、県やJAと連携した新たな需給調整の仕組みづくりを進める必要があるではなかろうかというふうに考えております。

さて、米のブランド化につきましてでございますが、昨年度より、栽培、販売それぞれの角度から事業を進めておるところでございます。栽培面では、今年度からモデル圃場及び比較対象圃場で試験栽培を始めております。モデル圃場におきましては、土壤分析結果に基づいた施肥設計での栽培を行ったところでございます。各圃場でとれた米の食味値や整粒歩合などを比較し、土壤の状態と米の食味、品質の関係の調査検討を進めているところであります。販売面におきましては、お米マイスターの資格をお持ちの方、これは日本米穀小売商業組合連合会が主催する専門

職経験のある人のみを受験資格としてこのお米マイスターといった資格を与えておるわけでございますけど、お米の博士号と言われておる、お米に対する造詣の深い方、この方々を東京在住の8人の方に米穀店でお米マイスターを持たれてある方々に御協力をいただくことになっておりまして、モデル圃場の米を少量ながら試験販売を始めておるところでございます。今後、栽培歴、出荷基準の作成、販売組織の構築、ブランドコンセプトの作業等を行い、東京への本格的な販売につなげていければというように考えておるところでございます。また、既存の生産組織と連携しながら、町全体の米ブランドの仕組みづくりを検討していこうというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ブランドというのは、ほかの物と比べて差別化をして高級なもの、そういうイメージなんんですけど、ブランド米といいますと、同じ年に同じ場所で同じ品質。ということは、単一銘柄米を指すそうであります。全国で726銘柄ブランド米というのがありますし、その中で特A米というのがありますけど、1989年に13だった特A米が、2015年に46になっております。島根県は、多分ことしだったと思いますけど、つや姫がこの特Aに選ばれています。そこで何が言いたいかといいますと、吉賀町が目指すブランド米、整粒にしても、今まで1.8が1.9になり、今ブランド米ですと、2ミリが普通だという報道がされております。味もさることながら、奥出雲町のように、仁多米ですけど、牛を飼って、堆肥を入れて安全、安心をお届けするという方法もございますし、いろいろ各地で耕作がなされて、差別化をして、ブランド化しようという努力がなされておるわけですけど、生産者がする場合もありますし、行政がそれを主導することもありますけど、このたびは、ブランド米推進事業ということを打ち出されましたので、町としてどういうブランド米を目指していくのかということをまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、各地でいろんなことやっておりますし、最近は、青森県が初めて特Aということで、青天の霹靂という米が取り上げられて、先般上京した際に、ドン・キホーテという安売りの店に5キロが二千円幾ら、3,000円近い、5キロで売っておられました。そうした県を挙げての品質、そうしたもののが販売もあるでしょうし、吉賀町の場合は、産業課が食味の良さということで売っておるわけでございますけれど、やはりああして食味計を入れておりますけれど、なかなか高水準のところまではいってないというのが、吉賀米としてブランド化していくんだといいながらも、そういう部分がございますので、議員がおっしゃいましたように、町を挙げてということでございますけれど、町としても、やはり一定の食味を水準にして、それ以上のものということでないと、なかなか、食べた方によって評価がま

ちまちになつても困るわけでございます。また、地域によってはそういった食味等言わずに売つておられるところもあるようでございますので、そういったところも幾らか参考にはしながらも、吉賀町とすれば吉賀町の味といったものをつくっていければということで、今ああして圃場を、試験圃場をつくりながらやっておると。これはやはり本来ならばJAなり県なりの指導員等がやられるべきであろうかと思いますけれど、あえて産業課のほうで農家と連携しながら、そうした吉賀米という形のものを確立しようとして、今頑張っておるとこでございますので、町とすれば、できたら一定の食味、一定の条件を設定して、吉賀町の吉賀米はこうなんだというものをつくつていけばというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 組織なり、生産の仕方なりということで、少しよその例も引き合いに出しながら、吉賀町のブランド米はどうあるべきか、また組織をどのように構成していくべきかというのを考えてみたいと思っております。

今、出しました奥出雲町ですけど、和牛生産が盛んなところで、その堆肥を使って、安全安心なお米をつくるということで、30キロをJAプラスブランド加算で1万円ということで報道されております。味は東の魚沼、西の奥出雲ということで、特に年間を通じて新米のようなお米、味が落ちないお米ですね、それとこれが一番相対をするときに大事になるんですけど、量の確保ということで、この辺のところでブランド化をしております。また最近は隠岐の島町で藻塩米というのをつくれおりまして、藻塩を水に溶かして散布して、味のいい米をつくるということで、米としては、島根県ではいろいろな地域がブランド化に取り組んでおります。

先般、私たちも今高速が出来ましたので、松江に行くときに、必ず立ち寄ります高野の道の駅に研修に行ってきました。ここは大変標高の高いところでありますて、大体気温が青森県と同じだそうでございます。でありますので高原野菜、リンゴと大根、大根は道の駅で1日に多いときには1,000本くらい売れるということをお聞きしましたけど、それと高野米といいまして、米をブランド化しております。今たしか3年目だと思うんですけど、レジを通過した人が道の駅で45万人、売り上げで5億6,000万円だということを説明を受けました。ここで私が言いたいのは、何がすばらしいかと言いますと、高野の逸品といいまして、夏は高原ですので、いい野菜がとれるわけですが、冬はなかなか豪雪地帯ですので、新鮮な野菜が、売るもんが少なくなるということで、加工品に力を入れておられました。高野の逸品、これは高野のブランドだということですけど、ここで、この町は庄原市なんんですけど、合併して庄原市になったんですけど、昔は高野町です。今も高野町なんんですけど、高野の逸品100プロジェクト委員会というのをつくれております。この委員会が、加工品なり、今のリンゴ、大根、高野米、これはもう広島ではブランド化されておるということでしたけど、このいろいろなプロセスがあるわけですけ

ど、まず第一に、この委員会に高野の逸品をつくりたいという希望者が開発支援を申請します。その申請が出た時点で、このプロジェクトの委員会は、この申請が出たものが逸品になり得るものかどうかというのを審査されるそうであります。そして、この委員会が商品改良して、アドバイザーが必要だと、必要性を感じたときに、開発支援を行います。そして、一連の開発支援が終了した後には、ここちょっと小さいからわかりませんけど、高野逸品というブランドマークを張って販売をする、そこまできちっと生産から販売までの手続ができているわけであります。当町も、有機茶あるいは加工品もブランド化の推進事業をしてますけど、本気でふるさと納税もありますし、今からお歳暮に、町外の方に、身内でも何でもいいですけど送るというときに、せめてこのぐらいのことはしないと、とてもじゃないけど少しの予算をつけて推進事業、推進事業といつても、それはものになるといいますか、実際にその地域内でお金を回すようなものはできないんじゃないかなと思っております。

そこで、通告にもしておきましたけど、この流通販売等の組織づくりをどうするのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いろいろ今の高野の例を挙げて言われたわけでございますけれど、私も松江に行くときには必ずといいますか、運転手と休憩するために高野で休むわけでございますけれど、道の駅を見させていただいておりますけれど、議員のように、いわゆる内情まで調査することはございませんけれど、やはり商品が多いと、加工品が多い、また野菜は先ほどおっしゃいましたように、特に大根、それからリンゴ、米も置いてあるわけでございますけれど、そういうものが多いというような印象を受けております。こうした中で、やはりそれだけのものを出せるということは、それだけの組織的なものをきちんとされておるであろうし、それだけ品目といいますか、量といったものも加工できておるというふうに思っております。吉賀町の場合は、合併前からでございますけれど、旧六日市のほうは圃場整備しながら、米を中心としてこれがいわゆる独自の販売ルートを持っておりまして、それぞれが出しておる、それ以外のものは農協出荷というように2つに分かれておるとこでございます。また一方の旧柿木村におきましては、先ほどおっしゃいましたような奥出雲のような有畜農家が堆肥をすきこみながら有機農業といったことをしておりますけれど、こうした中で、今これだけの中で組織を束ねるというのは、今までえなかなか難しいわけでございます。柿木地区においてさえ、今のように2つ、3つの組織の中で、米だけじゃないんですけど、いわゆる自分らの販売も持ちながら対応しておる、しかし旧六日市におきましては、そういったような個人的な販売というようなことで、一つに束ねるってなかなか厳しい部分があるかと思いますけれど、やはりそこをどうして1本にしていくかということは、今後考えていかなきやならない、そういった中で、産業課とすれば今のような販路を今は東京方

面に求めておりますけれど、これが果たして東京がいいのか、大阪がいいのかということもございますけれど、それなりに産業課としては対処しておるということで、流通につきましては、JA系系統、またJAを通してではございますけれど、米を大阪のほうのスーパーのほうへ、第一食糧のほうへ出しながら、販売しておるということがございますので、これを一本にするにはなかなか難しい部分がありますけれど、あるいは個人で売っておられてる方々の部分がああして生産者が高齢化しておりますので、そういう部分においては、ある程度の整備というのはできるかと思いますけれど、そうした今あるものをどうして束ねていくかということは非常に行政としてなかなか難しい部分がありますので、議員の言われることはごもっともとは思いますが、行政とすれば、そういう流通販売の体制をどうしていくかということをきちんとした結論は出ないわけでございますけれど、いかに有利販売できるかということは、今も考えておりますし、これからもやっていかなければいけない課題であろうかというふうに思っております。

その程度のことしかお答えできませんので、大変申しわけないですけど。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私も、特に旧六日市町の農家の方のお話を聞いて歩きました。ブランド化ということに対して、今農業が、農業といいますか特に米なんんですけど、その状況はどうなっているのかというのを少し遅まきではありますけど、把握したい考えがありましたので、いろいろなところを回ってお話を聞かせていただきました。その中で、今町長が言われたように、組織を一本化するのは、これはもう本当に大変なことだろうというのを実感をしました。沢田地区で、お話を聞いたんですけど、当町は本当にあそこからずっと注連川に出て、朝倉に出る、六日市の吉賀町の穀倉地帯と言っても過言ではないと思うんですけど、ここは、日照時間も長いですし、土壌もいいということで、米の食味も確実にきっとしたら、ブランド化できる、そして、個人としては、袋をつくってブランドとして吉賀米、沢田米、そして注連川の糧、柿木に行きますと、棚田米とかですね、いろいろな方法で付加価値をつけながら販売をされております。しかしそれを吉賀町のブランドとして売るときにはやはり少々の困難はあっても、1つの組織にまとめて、認証制度なり何なり、一定の規格を定めたものを販売しないと、それはただ味がいいからどうですかということになりますと、信頼性はないわけであります。

今、まだまだ味がいいということで、その販売をさせてます。けど、これが、減反政策が解けて、今よりまだ米が余剰分が出てくるとなると、今8,000円、9,000円、1万円で売られとった米も、当然下げてくるわけですので、そこら辺のところは、大変大変と言うばっかりじゃなくて、きっと腹を据えて、ブランド化するなら取り組む必要があると思います。米を選ぶ基準は、まず安全であること、おいしいこと、そしてブランドだと言われております。これが購入する際の基準になると言われております。ぜひ、沢田地区で言いますと、57年9月から平成

7年の3月までに7億円かけて第1工区、これは沢田のほうですけど、44.2ヘクタール。そして第2、これ広石と思うんですけど、25.8ヘクタールの圃場整備が行われております。この1つの集落の単位で、地域の方に聞きますと、広石は最近かえって農業に疲れた方もおるようですが、沢田のほうは、一番若い方で60歳ぐらいじゃないかと言われてました。吉賀の農業に就業している方が、高齢者が9割という統計を見ても、もう先がだんだん見えてますし、この方も今まで集約した土地を返しているということでした。ですので、有利販売できれば、これはこれでまた就農しようという方も出てくるわけで、せっかくこうやってブランド化ということを打ち出したわけですので、言葉だけではなくて、実際、本当に吉賀米がうまいんだという誇りを持って、このブランド化に取り組んでもらいたいと思っております。能美定久さんという方御存じだと思うんですけど、広島で沢田米を売っておられます。昔は、日渡り村と言われた所だそうでありまして、それを商標にしたのかどうかわかりませんけど、それを売りに、今広島で売っておられるということを聞きました。いろいろな生産者が誇りを持って米を生産しとるわけで、ぜひ、それは吉賀町の宝、食味がいいというのは、吉賀町のどこにもかえがたい宝でありますので、土地をどつかのどこに持つていってつくるわけにいきませんので、そういう条件が非常に好条件なところということをもう一回認識して、ぜひ米のブランド化を成功させていただきたいと思っております。

それで、米というのは、大変面積を拡大して生産といいますか経営を維持するということとともに、面積が少なくともブランド化して有利販売をするという2つの方法があると思うんですけど、どっちにしろ今の農業就業者の人口構成から見ますと、余り期待の持てるような状況ではないわけでありまして、特に、法人化されて規模拡大されてるところは、最初始めるときは施設なり、機械なりに有利な補助が使えるわけですが、それを更新するということになると、もうこれは自分の力でやるしかないわけであります。そこで、土地を守るという観点から、こういう法人化した大規模事業者に何らかの支援が必要ではないかと思っております。ある法人に聞いたんですけど、トラクターは5,000時間、20年間使っとるというお話を聞きました。その間に、前のタイヤと後ろのタイヤがあるわけですが、2回ずつ交換してる、そのぐらいの努力をしないと、なかなか法人の維持、土地の保全ができないということであります。今公社もそうですけど、大きなといって、日本のなかでは微々たるものなんんですけど、吉賀町では、土地の保全ということに対して、結構な努力をいただいとる法人に対して、特に機械なんんですけど、次の更新時に支援するというような事業を町単でつくられてはどうかということであります。ちなみに、農協は、3分の1の支援をしています。農協は農協なんでしょうけど、行政がそれをするというのは、理由づけができるのかということはありますけど、ぜひ考えるべきではないかと思います。それと、これは土地を守るということが大前提になるわけですから、地域を守るという

ことになりますと、やっぱり小農の支援というのも育成というのも欠かせないことだと思っております。例えば地域で冠婚葬祭とか、水路の管理とか、いろいろなことを小さい集落でやつるわけですけど、今のままで行きますとそれさえもできない、定住対策を一生懸命やってもらつてますけど、なかなか追いつかない、住宅の関係もありますし、いろいろな面で、すぐにはなかなか追いつかないところがありますので、個々に少し小農の育成、半農半Xの推進ということで、特にエポックなり、ゆ・ら・らなりが、冬場の野菜が不足しております。中古のハウスをお世話してあるからいいんじゃないかということではなくて、ハウスの支援というのもぜひ必要ではないかと思っております。ちなみに、ゆ・ら・らがこれにかかわってる組合員の数が188戸、エポックが156戸であります。高野の道の駅は368戸であります。どっちにしろ、年金生活が始まつて、少し小遣い稼ぎをする、それが健康に結びつくということになれば、ハウスの支援ということも視野に入れるべきだと思いますし、もしそれが無理ということになれば、町でハウスを建ててそれをリースするというような方法もやっておられる町村もありますので、ぜひ、その辺のところを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほど、沢田のほうの農家の方の話が出たわけでございますけれど、先ほどお名前出された方につきましては、沢田の米というよりは広石の米を取り扱つておられるのが主なようでございます。私も沢田の方とお話する機会があるわけですけれど、先ほど申し上げましたように高齢化しておるんで、地域全体でまとめて預けてもいいがというような話まで出でるようでございます。そうした中で、やはり吉賀米として販売していくためには、やはり議員おっしゃいましたけれど、栽培指針といったものは作成していきながら、こうしたものを提示し、一定の食味等を一つの条件にしていくのがいいのじゃなかろうかというふうに思つておるところでございます。

また、担い手のお話でございますけれども、本町のように中山間地域での個人経営による農業につきましては、先ほどから出でております米価の下落等により機械の更新もままならないという状況にあるのが現状でございます。そのためには集落営農法人の育成また農業者のさまざまな連携の推進をする必要があると考えております。現在国や県の補助事業に町単の上乗せをして、基本的には本人負担が2分の1程度、半分程度になるような支援が今農業政策では行われておるところでございます。またふるさと定住財団の事業や半農半X事業を活用してU I ターンの受け入れの支援を行つておるわけでございますけれど、そういう関係機関と連携した営農相談等も実施しておりますので、どういった追加支援が必要なのかというようなことは、座談会なり意見交換会をしながら、していかなきゃならない、ああして自民党の農政部会におきましても、農協改革と言われておりますけど、資材等が非常に高いということで、先ほど議員がおっしゃいますJ

Aが3分の1というのは、JAで農機具を買われる場合でございますので、これに町がどのようにかかわりを持てるかということでございますけれど、やはり更新時には幾らかの、何の事業でもそうですけど、当初につきましては補助制度が確立しておりますけれど、その更新なり、そういうしたものについては、建てかえとか、そういうものありませんので、どうしたことが必要なのかということは、先ほど申し上げましたような座談会なり意見交換会を通じて、検討しなきやならないというふうに思っております。

また、営農指導につきましては、JAや農業普及部が行っておるわけでございますけれど、一方では吉賀町の農業公社が平成24年より公益部門として、営農指導といったものに取り組んでおりますけれど、どうしてもそうした指導員と言っても、なかなか巡回をしていくっていうのも厳しい公社で、事業も抱えておりますので、難しい部分があるんですけど、土壤診断等をしながら、農業公社として農家に対しているいろいろな御指導といいますか、させていただいておるところでございます。こうした中で、いわゆる小規模農家に対する営農指導体制も強化ということでございますけれど、やはり小規模農家につきましてはそれなりにやっぱり話もしていかなきやなりませんけれど、国がして集積というようなことになっておりますので、こうした中で、いわゆる小規模農家に対する営農指導体制も強化ということでございますけれど、やはりしょうきぼ農家につきましてはそれなりに話もしてかなきやなりませんけれど、国が集積というようなことになっておりますので、国の事業としてはなかなか難しいかと思いますけれど、農地を集積すれば機械も大型化ということになりますので、農家とすれば厳しい状況が出てくるかと思いますけれど、やはり集積なかなかできない部分もありますし、やはり自分の農地は自分でやりたいという方もいらっしゃいますので、そういう部分につきましては先ほど申し上げましたように、営農指導につきましては、JAなり普及部また農業公社等で十分なことになるかどうかは別にして、いろいろ専門もありますので、作物ごとにどのような支援ができるかというのはちょっと十分なことはできないかと思いますけど、やはりそれに沿ったような指導ができるようなことをやっていかなきやならない、またいわゆる小規模農家についての助成、機械等につきましては、どういった助成ができるか、町単独でできるかどうなのか、どういった要望があるのかといったことも調査をしておりませんので、こういったことを調査を進めながら、対処していくみたい、また先ほどはハウスの補助というのが出ておりましたけれど、ハウスにつきましては、中古につきましても補助制度を行っております。新規事業についてはいろんな事業がありますので、そういうものを取り入れながら、また中古につきましては、やっておる部分が果たして充分であるかどうかといったことも検証しながら、やはりこれから吉賀町の、何だかんだ言っても農地の多いところで農業が、今は生活はどうしてもサービス業に出ておられる方が多いですけれど、やはり農地を守っていくためには、農業っていうのは大切にしていかなきやならない事業でございますので、

そういう要望っていいですか、需要を把握し、そういうものを管理しながら、私どもとすれば補助、助成といったものを供給していかなければというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） なぜもう少し手厚い支援をという根拠ですね、御存じのように広石でもハウスを建てられた若い方がおられますし、このたびもワサビを栽培するということで2棟ほど事業を入れられております。ちょっとハウスの値段を調べてみました。今ハウスは、業者さんに建ってもらって、ビニールを張った状態で大体50メートルが300万円だそうです。私たちがつくったときは、20年になるかならんかですけど、その半額であります。150万できていました。なおかつ、吉賀町が今言われたように、6分の2と町が6分の1出しますので、2分の1で済むわけですけど、当時は3分の2の支援がありました。それはそれで何なんだということなんんですけど、野菜価格なり何なりが上がってない状況で、ハウスが倍になって、補助率が落ちるということは、生産者に対して大変、土地を守れとか、いろいろ言ったところで、結局長続きしないということです。それは地域の衰退につながるということありますので、ぜひこら辺のことも考えていただきたいと思いますし、機械に関しましては、今大体各メーカー30馬力のトラクターが、30馬力ぐらいがよく出ているそうです。法人化しますともう少し大きいんでしょうけど、それにコンバインが4条刈り、田植え機が5条植えだそうであります。平成18年にはそのトラクターが320万円、コンバインが600万円、5条植えの田植え機が230万円だったのが、28年、ことしは370万円、コンバインにおきましては740万円、5条植えの田植え機が230万円というように、随分な値上がりをしております。いずれにしても、日本は大変米の反当たりの生産費用が高いということで、今肥料の問題も町長から出ましたけど、JA何かが結構やり玉に上がって叩かれているわけでありますけど、ちなみに、日本の10アール当たりの米の生産コストが、13万4,041円だそうであります。その中で、農機具や資材費が4万4,585円、減価償却がたしか農機具が8年でしたので、このぐらいになるんだと思いますけど、例をとりますと、これは宮城県で経営面積が80ヘクタールの方の経営なんですけど、ほとんどが補助金と裏作なり、減反の部分の野菜で補われているということが、試算が出ております。13万4,041円を今の米価で何秒できて、米価が幾らだということを計算すれば、いかに割の合わない産業かというのがわかるわけですが、それを乗り越えても、やはり土地を守る、いろいろな面でこの地域を維持していくということは、ぜひ行政がここに支援を厚くして取り組んでいかなければならない、それこそ政策だと考えておりますので、ぜひ、米のブランド化というのを実際に実のあるものにしていただきたいと思います。

それと、農業支援のことが出ましたけど、私は、今職員の適正化計画、28年から32年の5年間で、98人を基準にするという説明がされましたけど、むしろ高齢化が進み、少子化が進

み、どんどん活力が失われていく時代に、果たして人口の比率で職員を減らしていくいいものかというのには疑問に思っております。むしろこういう農業なり、ほかの専門職をふやして、地域に手厚くするべきだと考えております。

先ほど、町長が農協とか農林普及センターのことを言わされましたけど、職員に対してそのようなもう少し専門職を入れて、住民の支援をするという考えはありませんか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いろいろ農機具等で経費がかかる、そういう状況はわかりますけれど、農家が戸別に全部その機具をそろえるというんじやなしに、やはり集落営農といったようなことで共同利用、共同作業といったものを進める必要があるんじやなかろうかというように思っておきます。まして先ほどからお話が出ております広石地区等につきましては、集落営農がきちんとできておるということで、ああして若い人も帰ってきて後継者等もいらっしゃるということでござりますので、やはりそういったことも進めながらやっていかないと、戸別戸別が高い機械を全部買っておったんじやとても採算がとれるわけがないのは、計算する前からわかつておるわけでございますので、そういうことも行いながら、対処していくなきやならないというように思っておりますし、ああして職員の専門職を行政でということでございますけれども、先ほどきょう一番最初に御質問があったときにお話したように、町の頼る国そのものが財源的に厳しくなつておる中に、地方が厳しくなっていくときに、やはりそうした適正計画を立てながら、人員の適性化といったものをやっておるわけでございますので、100人足らずの中で専門職は果たして、ああして保健関係は保健師、専門職いらっしゃいますけれど、どうなのかということで、やはりそういった専門職については、先ほど申し上げましたように、県の普及部なりJA等がやっぱり力を入れる必要があるんじやなかろうかと思いますけれど、JAそのものも、ああして県下一本化になってなかなか難しい部分がある、そういうところをどうして補完していくかということは真剣に考えていく必要があるかと思いますけれど、ああして町としても合理化を迫られておる中で、こういった専門職を、以前から議員はいろんな分野での専門職ということが御質問があつたわけでございますけれど、なかなかそういったことには、状況からいえば難しいんじやなかろうかと。こうした中で、やはり農業公社なり、三セク等で職員を配置できるような体制は今後検討していく必要があろうかというふうに思っておりますし、先ほど御答弁申し上げましたように、1人の営農指導といったような形のことで、これは米ではございませんけれど、やらせていただいておりますので、そういうことで、ほかの分野で専門的な知識を有しながら御支援ができるといったものを配置できるように、努力はしていく必要があるんじやなかろうかというように思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 教育長にお聞きします。もう時間がございませんので、大変申しわけないんですが、1つだけお伺いをしたいと思います。残りはまた3月にでもやらせてもらいます。

最初の、新しい教育長、教育委員制度になりました1年少したちました。教育長になられてからは、たしか1年過ぎたわけでございますけど、その中で、新しい教育委員会制度では、総合教育会議を設置することとなっております。大綱を策定することが義務づけられていますが、実施はされているかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、庭田議員の総合教育会議が設置してあるかどうかという御質問にお答えいたします。総合教育会議は、町長と教育委員会が相互の連携を図るために設置するものです。これは、町長が招集して会議を行います。ことし3月29日に、第1回目の総合教育会議を開催いたしました。この場で、吉賀町の教育大綱につきまして、町長と教育委員会で協議及び調整を行いましたが、細部についての調整が整わず、教育大綱策定には至っておりません。教育大綱策定に期限はございませんが、町としての教育施策とその方向性を明らかにしていくためにも、この年度内をめどにしまして、町長、教育委員会、今後、協議及び調整を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 通告をした全部の項目が質問できなくて、大変申しわけないと思っております。今の大綱の件ですけど、ぜひ、早い時期に策定をされまして、これは町長が策定するものなんんですけど、教育委員会もその中に加わるわけで、きちっとした大綱をつくって、年間あるいは5年先、10年先の計画的な教育行政を行ってもらいたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、10番、庭田議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後1時58分休憩

.....

午後2時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き本日最後になりますが、6番目の通告者、1番、桑原三平議員の一般質問の発言を許します。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私は、2点ほど通告しております。まず1点目の文化協会（仮称）の設立はということで質問いたします。仮称ではありますが、文化協会のことについて、このことは、前教育長の答弁がありました。このときは、平成27年度6月の定例議会において、私の情操教育はということについて質問したときの答弁の中で、情操教育についての文化的、あるいはそうした町内における児童生徒に対する情操というものに対しての答弁の中にありました。

最初、きょう本日最初にありました、彫刻の道についての言及もありましたんですが、その中で、前教育長の答弁の中で、読んでみると、

私は非常に彫刻の道に期待をするものでございます。そして、子供たち、それから町民が、やはり芸術、あるいは芸術品に触れる、そういうことを始めていったらいいんじゃないかというふうに思っております。ここで紹介をしますが、今教育委員会では、先ほど来言っておりますが、町民の皆さんのが芸術、文化に触れる機会や町民一人一人が地域に根差した芸術活動ができるようにということで、これは仮称でございますけど、町の文化協会の設立準備を行っているところでございます。まだまだ先駆けです。どういった組織にしたほうがいいのか、あるいはどういうコンセプトで持っていったらいいのかというところを今住民の皆さんと話をしているところでございます。

ということで、文化協会の設立に対しての説明がありました。このことについて、現教育長は、どのように今の文化協会ということに対しての見識あるいは設立することについての状況について、どのように判断されているのか、また状況になっているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 桑原議員の文化協会の設立はということにつきましてお答え申し上げます。昨年6月15日の定例会におきまして、その一般質問で、桑原議員の情操教育に関する御質問にお答えする中で、前教育長が、仮称ではあるが、文化協会の設立準備をしていると、そのような答弁をされておられます。この辺は先ほど桑原議員からの御発言にもあったと、全く同じでございます。その後、吉賀町の文化活動にかかる関係者の皆さん12人が、吉賀町の文化の振興を図ることを目的としまして、昨年9月1日に、吉賀町文化事業実行委員会という組織を設立いたしました。この吉賀町文化事業実行委員会が、前教育長が答弁いたしました文化協会と同義語でございます。

文化事業実行委員会の最初の行事といたしまして、本年2月に吉賀町誕生10周年記念事業の一環として、大瀬戸千嶋ハートフルコンサート、これを六日市体育館において開催をいたしました。400人の多くの方がお見えになられまして、大変盛況でございました。今後の取り組みといたしましては、来年3月に落語家の桂米朝さん一門による落語会を柿木ふれあい会館において開催する予定です。地道ではございますが、このような取り組みを通じまして、町民の皆さんのが

情操文化の高揚を図り、豊かな時間を過ごしていただけるような一助として今から努力していくたいと、そのように思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この文化協会（仮称）ということですが、この文化事業実行委員会というものが即そのまま、名称は変わって設立されたということですね。その実行委員会は12名の委員であるということですが、その実行委員会に所属する団体あるいは構成する個人について、どのくらいの参加を今のところ見ておられるわけですか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） まず、文化協会、昨年の御質問の中での御回答では、（仮称）文化協会という名前を使わせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、正式名称は、吉賀町文化事業実行委員会というものでございます。確かに名前の雰囲気からしますと、多少弱いのかなという気がするかもいたしませんが、内容的には文化協会的な文化協会、将来、先ではあるかもしれません、いつかは文化協会に脱皮していく、そういうふうな心意気を持った皆さん方が集まってつくられた組織でございます。現在の組織でございますけど、よさこい、それとかコラス、民話サークル、音楽指導者、日本舞踊、また地元有志の方々、12名で昨年度設立をいたしました。今年度さらに地元有志とか、伝統芸能関係者の皆さんが新たに5人が加わりまして、現在17名で文化事業実行委員会を構成しております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私、ちょっと情報が不足しております、こうした構成団体における、もう少し人数あるいは団体の数が多いかと思っておりましたが、ただ、その中におけるあるいは公民館とか、そういった行政の教育委員会の外郭団体、そういった参加っていうのはあるわけですか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 町内にサークルが、私が記憶しているので、たしか70ぐらいあったように記憶しております。それが全部設立に参加されて、文化事業実行委員会ということはなかなか運営上困難が伴いますので、まずはそういう志を持った方で、とりあえず文化実行委員会を立ち上げましょうと。そして、また折々、ケース・バイ・ケースでその関係者の皆さん、公民館の関係者の皆様には御協力をお願いいたしまして、ともに一緒に手をつないで文化事業の発展振興に携わっていこうではないかと、そのような認識で皆さんおられると、そのように思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 実行委員会の果たす役割、これは、私は吉賀町内の情報を発信するためにも実行委員会の立つ位置が大変重要なことだと考えております。構成する団体、個人の単なる集合体ではなく、町の情報を町内外に発信するような組織として発展させるためにも、そうした教育委員会がそこに持つていこうというような姿勢について、教育長としてはどういう見解を持っておられるんですか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 文化事業実行委員会、それが今後どのようにしていく気持ちがあるかという質問だと思います。私は、文化ということについてなんですが、ことしの3月にハートフルコンサートがありました。そのときの御挨拶の中で、文明と文化の違いは大きく、2つあると。文明は疲弊するけど、文化は心を豊かにしてくれる。そしてもう一つは、文明はごみを出すけど、文化はごみを出さない、これが違いだという話をさせていただきました。私は、文化的事業というものは、要は心の豊かさを得るものではないかと、そのように思っております。日々の暮らしの中で、些細なことでも心が豊かになるようなこと、それを常に意識して過ごしておれば、おのずとそういうことに巡り合うことができるのではないかと、そのように思っております。

日々の暮らしの中、例えば、私の個人的なことで申しわけないんですが、数年前に草刈りをしてましたら、アケビの苗を見つけました。そのまま刈り飛ばすのも忍びないので、木に添わしておったんですが、ことしふと見ると、たくさんのアケビをならしてました。私は、本当に見て感激いたしました。そういうふうな、ちょっとしたことで感激をする、満足感を得る。これが小さな文化、決して立派な美術館巡りをするだけが文化ではない、日々の暮らしの中にも小さな文化がたくさんあるだなとそういうようなことを思い知ったことしの秋の1日でございました。

1日の眠りにつくときに、きょうはこんな心豊かになることがあったなど、そういうふうなことを思いながら寝る。それも一つの人間にとって小さな幸せだけど、大きな幸せなんではないかと、そのように思っております。ですので、議員の御質問にありましたように、たくさんの構成員があって、それで文化協会的なものができれば、それはそれに越したことはないでしょうけど、まずは小さな積み重ね、それが大事ではないかと思っております。今17人の皆さんに、いろんなことを考えてなさってます。足取りは緩やかかもしれませんけど、町内の皆さんに確実に文化というものに触れる時間を与えてくれてる、そのような思いがいたしております。ですので私はこの歩みをとめずに、今からも皆さんに文化に対する気持ちを醸成するよういろいろな活動をしていっていただくこと、それを望んでおります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 大変、教育長の見解について、大変有意義なことだと思っており

ますが、強いてはこの文化事業実行委員会がさらなる発展のためにも、またこれが吉賀町学校教育あるいは児童生徒さんの情操教育、そして町民の生涯教育の中で、心の豊かさのかなりのウエイトを占めていただくよう努力していただきたいと思っております。

以上で、2点目に移ります。2点目、七日市小学校新築、改修工事の第1期工事の教室棟の利用状況はということで、質問させていただきます。七日市小学校新築、改修工事の第1期工事、教室棟の現在における使用状況と維持管理について、どのような状況であるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 七日市小学校（第1期工事教室棟）の利用状況という御質問についてお答えいたします。平成25年度に完成いたしました七小第1期工事でつくった教室は、4部屋ございます。現在は、全て特別教室として使用しております。使用目的としましては、1つが理科室、そして図画工作室、通級指導教室、そして第二多目的室として使用しております。そして、職員室につきましては、現在会議室として使用しております。理科は、3年生以上で授業がありまして、年間405時間が授業時数となっております。実験などのときは、こちらの特別教室を使用して行います。その使用時間は、理科の授業時数のおよそ3分の1、130時間程度と思われます。図画工作室は、1年から5年生、全学年で授業がありまして、年間358時間が授業時数となっております。そのうち特別教室を使用するのは授業時数の2分の1、およそ180時間程度だと思われます。通級指導教室は、町内の小学生10人を対象にしまして、この教室をメインとして通級授業を行っております。第二多目的室は、児童会活動の拠点としまして、親子活動や地域交流のお部屋として利用をしております。さらに回廊、渡り廊下は、奉仕作業やイベントなどの学校行事、地域交流の場として使用しております。

この学校は御存じのように、林野庁からの補助を受けて建設したために、毎年度の利用状況を報告することになっております。その報告書によりますと、回廊の年間利用者数は、毎年1,200人前後で、完成以来推移をしてるようになっております。

維持管理につきましては、広大な建物ではございますが、小学校の教職員がそれを行っております。全職員が協力をされて、適切な管理を行っておるということを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 今回このような質問をさせていただいたわけは、この小学校教室棟の完成について、いろいろ問題がありました。最初、当初は全会一致でもあり、そうした教室棟を設計の段階から賛成したわけでございますが、実はこうした教室棟も問題があつたため、そして教室棟としては、普通教室としては使用できないということになりました、新たにまた教室棟管理棟をつくったわけでございます。こうしたところ、かなりの教室棟の建設工事費も4億円

を超えた事業となっておるわけです。その教室棟を、いかに今度は十分に使用するかということが、その学校あるいは行政としても問われると思います。その半地下構造を持つ特徴ある校舎を、こうした使用実績を、今の林野庁の補助金の関係もあり、利用実績を高めることが必要なことは言わされたわけでございますが、この数字的には、教育長は満足されておられるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 年間1,200人の利用実数がどのように考えるかという御質問ですね。

私は、七小のいわゆる子供たち、そして、地域の皆様が七日市小学校のことを大変よく思ってくださってます。いろんな小学校のイベントには、いつも地域の皆様の応援があります。姿が見えます。こうした皆様が、この回廊でいろんなことを触れ合いをされます。前回の七力祭りもそうでした。こうした積み上げが、現在の1,200人ということになっております。私は、これは十分な数字ではないかというふうに理解しております。

もし、サクラマス・プロジェクト、地域と学校との触れ合いがない学校であれば、あそこで利用される方は本当にいないのではないかと思います。1,200人もあるということは、それだけ七日市地区のサクラマス・プロジェクトが順調に回転してうまくいってるというふうな捉え方を私はしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 一昨日、日曜日の新聞ですか、島根県教育委員会は、中山間地域、離島の県立高校で展開する魅力化、活性化事業を小中学校なども含めて、全県に拡大する素案をまとめたというふうな新聞報道があります。地域で小中学校や高校の魅力度を一体的に図る担当者を各市町村に配置することなどで、気運の醸成を図ると。県は小中学校などを含めた教育全体の魅力化を図るため、市町村を支援する方針を固めている。教育を人口減少対策の柱と位置づけ、定住や移住対策をするのが狙い、2017年度当初予算で事業を具体化すると、このように、また県もこうした魅力化、活性化を小中学校にも反映させるようにしております。こうしたところ、先ほど私も質問した、今のこの数字の使用状況の数字が実際いいのか悪いのか、私にはわかりませんが、これをますます利用の度合いを高めるような、教育委員会としても、こうした施策を、また町行政としてもとっていただきたいと思っております。

ちなみに、ちょっと聞きますが、完成した後、1カ月か2カ月後ぐらいに、浸水したわけですが、現在こうした半地下の部分で、こうした状況はないわけでございますね。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 浸水した状況があるかないかという御質問でよろしいですね。

そういうことはございません。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） できるだけこの教室棟というものを介して、利用を推進して、また町外にもそうした教室を用途がえしているということもあるかもしれません、こうした形を、いろんな形を模索していただきまして、七日市小学校の今の特別教室棟をもっと利用していただきたいと考えております。

以上、その言葉を申しまして、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、1番、桑原議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後2時34分散会
